令和６年第３回豊後高田市議会定例会会議録（第３号）

○議事日程〔 第３号 〕

令和６年９月11日（水曜日）午前10時０分　開議

※開議宣告

日程第１　一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

１	番	野　﨑　　良
２	番	在　永　　恵
３	番	於　久　弘　治
４	番	毛　利　洋　子
５	番	中　尾　　勉
６	番	井ノ口　憲　治
７	番	阿　部　輝　之
８	番	土　谷　信　也
９	番	成　重　博　文
10	番	松　本　博　彰
11	番	河　野　徳　久
12	番	安　東　正　洋
13	番	北　崎　安　行
14	番	河　野　正　春
15	番	菅　　健　雄
16	番	大　石　忠　昭

○欠席議員（０名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	大塚栄彦
次長兼議事係長	近藤浩二
総括主幹兼庶務係長	黒田祐子
主幹	清水栄二

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市長	佐々木敏夫
副市長	安田祐一
市参事兼総務課長	飯沼憲一
市参事兼企画情報課長	丸山野幸政
市参事兼社会福祉課長	田染定利
市参事兼商工観光課長	河野真一
市参事兼消防長	友久　優
財政課長	伊藤昭弘
地域活力創造課長	小野政文
税務課長	瀬々信吉
市民課長	黒田敏信
保険年金課長	佐々木真治
子育て支援課長	水江和徳
健康推進課長	近藤直樹
人権啓発・部落差別解消推進課長	後藤史明
環境課長	塩﨑康弘
農業振興課長	川口達也
耕地林業課長	阿部博幸
農業地域支援室長	首藤賢司
建設課長	馬場政年
都市建築課長	近藤保博
上下水道課長	遠江正美
地域総務二課長兼水産・地域産業課長	船木靖幸
会計管理者兼会計課長	山田英彦
選挙管理委員会・監査委員事務局長	藤重深雪
農業委員会事務局長	田中良久
教育委員会	
教育長	河野　潔
教育総務課長兼地域総務一課長	植田克己
文化財室長	河野典之
学校教育課長	河野政文
総務課　課長補佐兼総務法規係長	矢野裕治
主幹兼秘書係長	齋藤恭子

○議長（安東正洋君）　皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、発表いたします。

委員長に４番、毛利洋子君、副委員長に７番、阿部輝之君、以上のとおりであります。

○議長（安東正洋君）　日程第１、一般質問を行います。

一般質問通告表の順序により、５番、中尾　勉君の発言を許します。

中尾　勉君。

○５番（中尾　勉君）　皆さん、おはようございます。議席番号５番、新政会の中尾　勉でございます。

質問に入る前に、８月29日の台風10号について少し触れたいというふうに思います。

台風10号は、国東半島を縦断し、本市はもとより国東半島全体に大変な被害をもたらしました。災害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願っております。

また、災害支援に取り組まれていただきました地元の消防団員の方々に、この場を借りてお礼を申し上げたいというふうに思います。

それでは、通告に基づきまして一般質問をいたします。

まず１点目、職員の適正な配置及び職場環境についてでございます。

2013年度以降、公的年金の支給開始年齢が段階的に60歳から65歳へと引き上げられ、2022年３月末の定年退職者から年金開始年齢が65歳となっています。2021年６月４日、第204回通常国会において、公務員の定年を引き上げる措置をする国家公務員法等の一部を改正する法律案及び地方公務員法の一部を改正する法律案が可決・成立をいたしました。

2023年４月１日の施行日以降、２年に１歳ずつ定年が10年をかけて引き上げられ、2031年度には定年年齢が65歳となります。

そこで質問です。１の①として、今後の職員の採用計画と適正な人員配置についてお聞きをいたします。

今、申し上げたとおり、定年年齢が10年をかけて５歳引き上げられます。その間、退職をする職員がいない年度が生じると考えられます。計画的に採用、また、年齢的なバランスを考慮した新規採用についてどのように考えておられるのか。また、国の制度により変更になりました年金の支給開始年齢が引き上げられた60歳を超えた全ての職員が65歳までしっかり働ける職場環境について、どのような対策を考えているのかお聞きをします。

次に、１の②として、時間外勤務の状況、時間外勤務手当や代休の措置の状況についてお聞きをいたします。

佐々木市長が就任をしてから、夜遅くまで残っている職場は少なくなったというふうに思っております。昨年５月に新型コロナウイルス感染症は５類に移行し、イベントや行事、会議等が通常どおりに開催されるようになりました。

職員の時間外勤務や休日出勤について、コロナ前と比較してどういう状況になっているのか。時間外勤務が減ったとはいえ、災害時の対応や忙しい職場は、やはり夜遅くなることもあるというふうに思っています。体調管理、また若い職員の時間外勤務や代休等が取得しやすい職場環境について、どのような対策をしているのか、お聞きをいたします。

次に、１の③といたしまして、会計年度任用職員の処遇についてお聞きをいたします。

会計年度任用職員と呼ばれる非正規の公務員は、2023年４月の時点で全国におよそ66万人がおります。大分県庁や県内の市町村を合わせて１万280人が働いているということであります。

窓口対応の事務員や学校の補助員、保育士など、行政サービスの最前線を担っていて、業務に欠かせない存在となっています。

この会計年度任用職員の制度は、2020年度に始まり、正規職員との待遇格差を是正するため、ボーナスに当たる手当の期末手当が支給されるようになりました。

さらに、今年度からボーナスに当たるもう一つの手当、勤勉手当も支給することができるようになっています。

大分県の18市町村のうち、豊後高田市を含む県内４市が支給予定なしと、６月26日にマスコミに報道されました。多様化する行政ニーズに対応するため、欠かせない会計年度任用職員も、それぞれの職場において重要な役割を担っております。再度の任用については、本市ではどのようになっているのか。国から見直しの通知があり、再度の任用の取扱いが変わったと聞いております。どのように変わったのか、現制度を撤廃をし、会計年度任用職員の不安軽減と人材確保のために、国と同様に制度をする考えがあるのか。また、勤勉手当の支給について、人材確保と意欲向上のため、早急に制度を導入すべきではないかと思いますが、どのように考えているのか、お聞きをいたします。

１回目の質問を終わります。

○議長（安東正洋君）　市参事兼総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君）　職員の適正な配置及び職場環境についてのうち、今後の職員の採用計画と適正な人員配置についてお答えします。

まず、職員の採用については、定員管理計画に基づき行っておりますが、本市の最重点課題でありま

す人口減少対策にスピード感を持って取り組んでいくためには、職員の力が必要不可欠でありまして、定数削減を前提とした定員管理ではなく、事務事業を効果的、効率的に遂行するために要する人員を過不足なく適正に配置することが必要と考えております。

本市職員の年齢構成は、40代後半から50代前半の職員が非常に多いことから、今後の採用においては、有能な人材確保と年齢構成の平準化を図る観点から、定年退職者数のピーク時に必要となる職員採用をある程度前倒しして、計画的かつ積極的に行っているところであります。

また、令和５年度から職員の定年年齢が２年に１歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年度までに定年退職者が２年に１度しか生じないこととなりますが、今後につきましても、毎年度、新規職員を採用し、採用年度別また年齢別の職員数に大きな隔たりが生じないように努め、よい人材があれば予定数以上にも採用してまいりたいというふうに考えております。

また、定年年齢の引上げに伴いまして、60歳以降の働き方としましては、60歳に達した管理職及び管理職に相当する職員につきましては、管理職以外の職に降任していただき、引き続き常勤職員として勤務をすると。65歳前に退職した職員については、再任用職員として勤務することや、会計年度任用職員として勤務することも可能となっております。

60歳を超える職員につきましては、できるだけ本人の意向を踏まえまして、豊富なこれまでの知識、技術、経験等を最大限に活用でき、若手職員等にその知識、経験等を継承できるよう、適切に配置してまいる所存でございます。

次に、時間外勤務の状況、時間外勤務手当や、代休措置の状況についてお答えをいたします。

時間外勤務の状況につきましては、佐々木市長は就任当初から、18時までには帰るということを基本に、効率のよい仕事をして、超過勤務縮減に取り組んでほしい。その上で残業しなければならない場合には、きちんとその分の手当を支給するという方針を示されていました。

新型コロナウイルス感染症が拡大し始める前の令和元年度と昨年の令和５年度の時間外勤務手当の状況を比較してみますと、令和元年度の時間外勤務命令の１人当たりの月平均は8.8時間、令和５年度は8.0時間ということで、少し減っているというか、ほとんど変わりない状況となっております。

ただ、どうしても繁忙期や災害時など、臨時的、突発的な業務で時間外勤務が多くなる職場もございます。所属長におかれましては、特定の職員に業務が偏らないように、業務の平準化や見直しをお願いするとともに、職員の健康管理への配慮も要請しているところであります。

また、代休措置の状況につきましては、本市では本市の魅力発信と地域活性化を図るために、たくさんのイベントを実施しております。このような状況を受けまして、イベント時の駐車場誘導などにつきましては、なるべく外部に委託するというようなこともして、できるだけ職員の動員を少なくするような努力もしております。

しかしながら、職員が土日にイベント業務等に従事する場合もございます。その場合は原則として、振替、いわゆる代休措置ということで、慣例的に行っているところでございます。

代休の取得状況につきましては、各所属長に管理をお願いしているところでございまして、今後につきましても、課長会議などを通じて、所属長には状況の確認をお願いしながら、職員が代休をしっかり取得できるよう職場環境を整えてまいりたいと考えております。

最後に、会計年度任用職員の処遇等についてお答えをいたします。

まず、再度の任用につきましては、国の取扱いにおいて、このたび、公募によらず、従前の勤務実績に基づく能力の実証により、同一の者について、これまで原則２回まで行うことができるようになっていたと、国のほうではですね。

今年の６月、国からこの取扱いを廃止するという通知がございました。本市におきましても、議員ご指摘のとおり、国のこれまでの取扱いに準じまして、再度の任用を４回、合計５年まで雇用するという形を採っておりましたが、今後につきましては、再度の任用回数の制限を設けないことを視野に入れて、これまでどおり平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえながら、優秀な人材の確保に努めたいというふうに考えております。

また、勤勉手当につきましては、県内自治体の導入状況も、ご案内のとおり、新聞報道されましたけども、把握できております。

地方交付税の措置がいかほどかというのは、注視しておりましたが、令和６年度に地方交付税の本算

定が終わりまして、額を試算をしてみたところ、十分とまでは言えませんが、一定程度の措置が確認できましたので、議員ご指摘のとおり、人材確保と意欲向上を図り、ひいては行政サービス向上を目指すため、勤勉手当を今後支給できるよう、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君）　中尾　勉君。

○５番（中尾　勉君）　丁寧な答弁ありがとうございました。１の①について、やはり毎年というか、毎回計画どおりに新採用をしてくれるというのは、非常にありがたいというふうに思っていますし、また、定年が延びた部分について、なかなか管理職等をしてとか、職員について、引き続きというのは、非常に難しいのかなというか、本人の意向もね、しっかり聞きながら、配置をお願いをしたいというふうに思います。

それから、１の②について、時間外、ほとんどコロナ前と比較してもほとんど変化がないということであります。

そうは言いながらも、今回の台風の部分もありまして、災害も相当増えていますし、過去にないぐらいの被害が出ていますので、時間外に対するものや、代休であったり、的確にですね。特に若い職員がなかなか短い時間のね、例えば１時間の時間外が出せるかというと、なかなかちょっと難しいのかな、そこら辺のしっかり上司がですね、配慮して、代休についても同じだというふうに思います。

年休もなかなか消化できていない状況の中でね、非常にそこら辺の職場環境というかね、管理職の考え方をしっかり指導していただきたいというふうに思います。

１の③についてです。再質問をいたします。

再度の任用、まあ継続して、国のほうは年に２回というふうなところを撤廃するということですけれども、国のその取扱いに準じて、回数の制限を設けないということなんですけども、職員へのその通知、それからまた、今後の予定についてですね、どういう流れでいくのかをお聞きをいたします。

○議長（安東正洋君）　市参事兼総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君）　会計年度任用職員の再度の任用についてお答えをいたします。

会計年度任用職員の任用につきましては、規則で定めております。その規則の条文を今後改正することとし、改正以降の任用から適用する予定というか、そういうふうな考えでおります。

その時期、またその該当職員というか、会計年度任用職員さんへの周知につきましては、規則改正をして、その後各所属から速やかに周知すると。国のほうがその制度を廃止していますので、もう速やかにもう来年からですね、そういったものが、つまりもうちょうど今年が５年目でありますので、その方々も引き続きできるというような改正の方向で今、検討しているところであります。

以上でございます。

○議長（安東正洋君）　中尾　勉君。

○５番（中尾　勉君）　まあ国の制度がもうちょうど５年目に当たるということで、継続してできるというのは、その当事者も安心するだろうし、いい制度なので取り入れていただきたいというふうに思います。

それでは再々質問をいたします。

勤勉手当についてであります。前向きには検討するというご答弁でしたが、いつから支給をするように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（安東正洋君）　市参事兼総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君）　できるだけ早くということであります。そのように考えておりますが、具体的には令和７年度からで検討をしているところであります。

以上でございます。

○議長（安東正洋君）　中尾　勉君。

○５番（中尾　勉君）　ありがとうございました。それでは次の質問に行きます。

次、２といたしまして、上水道の渇水対策についてであります。２の①として、新たな水源の確保についてお聞きをいたします。

本市の水道事業につきましては、水源、皆さんもご案内のとおり、全て地下水に依存をいたしております。今年の７月の中旬から８月にかけて、非常に雨が少なく、桂川といいますか、流線形の――ちょうど浦田井堰のある付近にも、もうほとんど水がないというふうな状況であったというふうに思っています。

そういった中で、上下水道課は早い段階で節水という形で、いろんな方面から呼びかけというか、お願いをした状況を、私もケーブルテレビなんかで拝見をいたしました。

非常にその、地下水というのは、意外と自然には強いというか、あまり影響は出ないんですけども、本市の場合には、４つの井戸が伏流水という部分がありまして、この部分については、やはり雨が少ないとやはり影響が出てしまうというところで、職員の方々には給水制限もしないで対応ができたし、また早い段階で節水のお願いをしたということについては、評価をしたいというふうに思っています。

しかしながら、現実としてはやはり、高田側については、高田側は第１水系ですけども、やはり節水のお願いをしなければならない。そして、配水池の水位が下がったということについては、現実であります。

どういうふうなところで原因となったのか。そしてまた、今、井戸もボーリングも含めてですね、かなりの本数を掘っているんだけども、それでも今回のような、かなり水が足りないというふうな状況になっています。

渇水の原因、そして新たな水源計画については、どういうふうに考えておられるのかお聞きをします。

２の②として、先ほど言いました高田側に配水をする第１水系、それから、玉津側に配水をする第２水系があるんですけども、それぞれ、一旦地下水をくみ上げて、それを一旦ためるという施設が川原、それから雷のほうにもございます。１回水をためて、それを配水池に送るというふうな方式を採ってるんですけど、この施設については、本市の水道事業が自動化になったときに整備をされ、昭和50年から52年の間に自動化に移っていったんですけども、その時点で造った施設であります。

ためる量も、貯水量もですね、非常に少なくて、現状には50年近く、半世紀たっているというふうに思っていますので、活用していない。また、改修や増設についても現状では行っていない。今後どのように考えておられるのかお聞きをします。

１回目の質問を終わります。

○議長（安東正洋君）　上下水道課長、遠江正美君。

○上下水道課長（遠江正美君）　上水道の渇水対策のご質問についてお答えいたします。

本市の上水道のうち、第１水系と第２水系についてご説明させていただきます。両水系は、桂川を挟んで２つに分かれており、第１水系は高田小学校区、森、佐野地区及び中核工業団地に配水しており、第２水系は桂陽小学校区、呉崎、真玉地区及び美和工業団地に配水しております。

第１水系については、主に伏流水と呼ばれる浅井戸が水源となっており、第２水系についてはボーリングと呼ばれる深井戸が水源となっております。

深井戸は、天候に左右されにくい水源ですが、浅井戸は天候に影響されやすいものとなります。この夏の猛暑により、７月下旬からの１か月間の降水量は16ミリと平均降水量の133ミリに比べ非常に少なく、取水量が例年の50％程度しかない井戸もある状況でした。

そのため、第１水系においては、７月下旬より配水池の水量確保が非常に困難になったことから、職員により、昼夜、配水池の水位を確認しながら、水量の確保や調整を行ってまいりました。

また、８月２日から告知放送やホームページ、ケーブルテレビ等で、市民の皆様に節水のご協力をお願いしてまいりました。

そのおかげもあり、何とか給水制限を行うことなく水道水を確保することができました。市民の皆様には、その間のご協力に大変感謝を申し上げます。

しかしながら、今後も異常気象による天候の悪影響は大きくなると予想されていますので、水不足を起こさないための渇水対策が重要な課題であると認識しております。

今回の状況を踏まえ、今後どの程度の水量が必要なのか、その施設整備にかかる費用等などの調査を進め、水源の確保に努めてまいります。なお、水資源には限りがありますので、今後とも大切に使用していただきますようにお願いいたします。

次に、第１水系と第２水系の着水槽の増設についてお答えいたします。

着水槽とは、水源からくみ上げた水を貯水するためのもので、この後、塩素消毒を行い、配水池へ送水されますが、現在は第１水系に貯水容量104立方メートルの着水槽が１基、第２水系に貯水容量185立方メートルの着水槽が１基設置されています。

現在、給水量は設置した約50年前に比べ25％程度増えておりますので、水道水を安定供給していくために、今後調査・研究を進めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（安東正洋君）　中尾　勉君。

○５番（中尾　勉君）　費用等がかなりかかるので、調査・研究をするということであります。水がですね、ぎりぎりだとやはりどうしても非常に厳しいと思うんですね。やはり余るというか、余裕を持てるぐらいの水量を確保すべきだというふうに思います。

早急な新たな水源のですね、確保をお願いをしたいというふうに思いますし、また、貯水、第１のほうは非常に古いんですね。もう50年たっているし、100トンちょっとしか着水槽にためることができないんですね。

送水ポンプの１時間当たりの能力60トンなので、３台同時にかかるともうあっという間にないんですよね。だからやはり、井戸を休ませるという、今は酷使してね、使っているので、やはり井戸を休ませる。人間も一緒だと思うんです。使いっ放しだと疲れてしまいますので、やはり井戸が休めるだけの新たな井戸を確保して、課長がさっき言いましたように、限りある資源ですから、大切に使ってほしいという気持ちは分かるんですけども、やはり水をしっかり確保して、安定供給に努めていただきたいというふうに思います。

それでは次、３点目、井戸水についてでございます。

３の①として、井戸水の調査についてお伺いをします。

昨年の３月の議会で、災害時に活用できる個人や自治会で管理している井戸について調査して、活用できるんではないかというふうな質問をいたしました。そういたしまして、すぐに上下水道課のほうが調査に着手をしていただいたというふうにお聞きをいたしております。

活用するために、どのような調査をしたのか。また、どのように――活用するために調査したと思うんですけれども、どれだけの件数、どのような検査をしたのかお聞きをいたします。

次に３の②家庭用の飲用井戸の水質検査費用の補助についてお伺いをいたします。

本市の水道の普及率は、今60％をちょっと超えたぐらいだというふうに理解をしております。上水道が普及していない、上水道の区域外という部分については、個人でほかの水を確保し、また飲料水として安全確保のため水質検査をしている方もおられるというふうに思うんですけれども、検査費用はですね、１検体当たり、これは税別になりますけども、5,500円かかるわけですね。

水道の未普及地域の方々に、やはりできればですね、検査の費用を半額でも補助していただければ、検査をする、安全な水という部分については、確保できるのではないかなというふうに思いますので、どういうふうに考えておられるのかお聞きをいたします。

１回目の質問を終わります。

○議長（安東正洋君）　上下水道課長、遠江正美君。

○上下水道課長（遠江正美君）　井戸水についてのご質問にお答えいたします。

まず、井戸水の調査状況についてですが、本年３月議会の一般質問の中で、中尾議員から災害時の地下水の活用について、過去の井戸調査を活用してはどうかというご提案をいただいておりました。

災害等で長期の断水となった場合、洗濯やトイレなど、飲み水以外の水の供給が課題となっており、国においても、能登半島地震で長期断水を受け、井戸の水が活用されていることを踏まえ、災害時の井戸の活用指針を策定中であります。本市としては、まず災害時の指定避難所等、主に公共的な施設にある井戸の水の活用ができないかというところで、全29か所の井戸について調査しました。

その結果、大半の井戸が飲み水として使用されており、水質検査も実施されていましたので、すぐに活用できることが分かりました。

そのほかの井戸についても、別途検査を行い、飲み水以外の生活用水として活用できることが確認できました。

今後、井戸の場所については、電子データと紙のマップを作成することとしており、災害時で長期断水が発生した場合に、生活用水を供給できるよう活用してまいりたいと思います。

なお、水質検査及びマップの作成については、災害等緊急時の生活用水確保の目的ということで、公益社団法人大分県薬剤師会検査センターのご支援をいただき実施しております。

次に、家庭用飲用井戸の水質検査費用の補助についてでございますが、個人の井戸については、個人で検査を行っていただくことが原則であると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（安東正洋君）　中尾　勉君。

○５番（中尾　勉君）　早々に対応してくれたことについては評価をするし、薬剤師会を活用して、ただでできたということについても評価をしたいというふうに思います。

ただ、電子データと紙の部分で、今から作るということなので、できるだけ早く活用できるようにですね、災害いつ起こるか分かりませんので、そこら辺の対応、水については非常に大切だというふうに

思っています。

また、井戸ですから、発電機も併せたですね、そこら辺の対策も考えていただきたいというふうに思います。

それでは、３の②の部分で再質問をいたします。

個人の部分だから個人で負担をしてくださいというふうな答弁でありましたけれども、年間にどれぐらいの件数が個人の検査として出されているのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（安東正洋君）　上下水道課長、遠江正美君。

○上下水道課長（遠江正美君）　中尾議員の再質問についてお答えいたします。

年間どれくらいの水質検査依頼があるのかということですが、令和５年で言いますと８件です。大体年平均10件程度の検査依頼が上下水道課窓口のほうに来ております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君）　中尾　勉君。

○５番（中尾　勉君）　給水区域外で、やはり個人で水質検査をしているというのは、今、お聞きをするとやはりかなり少ない、８件ぐらいということですから、ほとんど検査をされていないということになります。

これは、検査手数料が高いということの理由だけではないと思うんですけれども、やはりそこら辺も含めて少しでもね、補助ができたらなというふうに思っています。

市長については、小さな給水施設なんかも県から予算を取って手当をしてくれていますし、給水区域外の方々に、やはりもう少し上下水道課としてね、８件ぐらいであればね、まあ半分、3,000円ぐらいは補助してもいいのではないかなというふうに思いますが、またその結果については、次の機会にお聞きをしたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（安東正洋君）　一般質問を続けます。

３番、於久弘治君の発言を許します。

於久弘治君。

○３番（於久弘治君）　議席番号３番、於久弘治でございます。先月の29日から31日にかけて、九州を横断しました台風10号で、本市において被害に遭われた方々に対しまして、この場をお借りして謹んでお見舞い申し上げます。

また、今回の台風の接近により、私の地元である河内小学校をはじめ、市内各地区の避難所を早い段階で開設していただいたことに対しまして、市長をはじめ、避難所の対応に当たっていただきました関係者の方々へ、厚く感謝申し上げます。

それでは質問に入ります。

最初に、南海トラフ地震臨時情報について質問いたします。

市長の提案理由の中にもございましたように、先月８月８日の午後４時43分頃に、宮崎県南部で震度６弱の地震が発生し、その地震の範囲は、九州全域と四国の西側の一部まで含む大きな揺れであったことは、市民の皆さんも記憶に新しいかと思います。

大分県内の各市町村の最大震度としては、佐伯市と大分市を中心とした中南部で震度４、本市を含めた北部では震度２が観測されています。また、今回の地震で県内における被害状況としては、幸いにもけが人や大きな被害はなかったようです。

しかしながら、地震の震源地が南海トラフ巨大地震の想定震源域内であったことから、気象庁は巨大地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まったとして、８日当日に南海トラフ地震臨時情報を発表しました。

この臨時情報は、最大規模の地震が発生した場合、関東から九州にかけての広い範囲で強い揺れ、太平洋沿岸で高い津波が予想されるとして、１週間程度注意するよう国民に向けて呼びかける情報となっていました。

県内18市町村のうち、日田市、玖珠町を除く16市町村が臨時情報の対象地域とされ、大分県と大分市、別府市などの５市が災害警戒本部を設けたとのことです。

１週間後の15日の午後５時には、大地震などの異常が観測されなかったとして終了となり、県内の災害警戒本部も同日同時間をもっての解散となったようです。

今回の臨時情報の発表後、各自治体に向けての具体的な対応について、指示・指導がなかったため、どの自治体においても初めての経験であったこともあり、住民にどのように呼びかけていいのか、避難指示を出すとすればいつなのかといった声があったとのことです。

この臨時情報を受けて、本市ではどのような対応をされたのかについて、関心を持たれている市民の方もおられるかと思い、質問させていただきます。

それでは、南海トラフ地震臨時情報発表時の本市の対応並びに今後の取組についてお聞きいたします。

○議長（安東正洋君）　市参事兼総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君）　南海トラフ地震臨時情報についてのご質問にお答えをいたします。

８月８日16時43分に発生しました日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震発生後の本市の対応状況についてご説明させていただきます。

まず、災害発生時における本市の組織体制の設置基準でありますが、市内で震度４以上の地震を観測した場合には、１次体制の災害対策連絡室というものを設置することになっております。

また、大分県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表された場合には、２次体制の災害警戒本部というものを設置するということになっております。

今回の地震により、本市では震度２を観測しました。また、16時52分には、大分県豊後水道沿岸に対して津波注意報が発表されましたので、いずれの設置基準にも満たない状況であったということであります。

しかしながら、津波注意報が大分県瀬戸内海沿岸に拡大するおそれがまだあったことや、17時に南海トラフ地震臨時情報（調査中）というものが発表されたことから、災害対策連絡室を設置して、情報収集を行ったところであります。その後、19時に大分県豊後水道沿岸に発表されていた津波注意報が解除されたため、災害対策連絡室を解除しました。

19時15分に、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）というものが発表されたことに伴い、翌日の10時に市民の皆様へ、告知放送や市ホームページ、Ｌ字放送、データ放送などにより、改めての注意喚起を行ったところであります。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されて以降、政府から、度重なる地震への備えなどの特別な呼びかけが行われましたが、新たな地震の発生など、特段、異常な現象が観測されなかったとして、８月15日の17時をもって、この呼びかけが終了となったということです。そこで、うちとしても告知端末などで、その旨を周知したというところであります。

次に、今後の取組でありますが、今回、発表された南海トラフ地震臨時情報は、制度の運用開始後、ご案内のとおり、初めて発表されたということもありまして、認知度が低いということが考えられましたので、市といたしましても、９月号ですね、高田高校カヌー部が表紙になっている、この豊後高田市報の９月号でですね、４ページと５ページには防災の関係の記事を掲載しておりまして、この４ページのほうに、地震に備えた対策をしましょう、南海トラフ地震臨時情報についてということで、初めてでしたんで、初めて聞くような方も多かったと思いますので、この臨時情報についての解説、また、伴って必要となる地震の備え、必要とする地震の備えの主立ったものについて解説するページを作って、啓発に努めているところであります。

また、今後ですけど、さらにですね、今年１月にも、能登半島地震がですね、発生しております。そういったところで課題となっております孤立集落対策、あとは、トイレの確保に向けての対策、そういったものが求められておりますので、そういったものを対策を講じていくとともに、市民の皆様には先ほどの市報など、そのほかの訓練などを通じて、引き続き、地震への備え、具体的には、家具の固定や水や食料の備蓄、非常持ち出し袋の常日頃からの準備など、日頃からの地震への備えを徹底していただくよう、引き続き啓発してまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（安東正洋君）　於久弘治君。

○３番（於久弘治君）　それでは、再質問させていただきます。

先ほどの課長からの答弁で、本市でも臨時情報発表後に、本市に見合った、きちんとした対応をしていただいたことは大変よく分かりました。

県内の18市町村の中で、特に地震が起きた際に大きな被害が予想されました佐伯市では、臨時情報発表後に市民から、避難場所は空いているのか、自宅に体が悪い人がいるので、先に避難しなくてもよいのか、この状況はいつまで続くのかといった問合せがあったとのことです。

本市でも、そういった市民からの問合せがあったのかどうかについてお聞きいたします。

○議長（安東正洋君）　市参事兼総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君）　市でそのような問合せがあったかについての再質問にお答えをいたします。

結論から言いますと、市民からのそういった問合せですね、臨時情報が発出されてからの問合せは、特段ございませんでした。

我々がこれをどう分析するかでありますけれども、政府がかなり情報を細かに出していたということも

考えられるのかなあと、あと早々と、特別ですね、変わった動きというか、避難所を設けたところもあったようであります。家屋が倒壊したとか、九州の南部ですね、そういったところはあったというふうに聞いております。報道もありました。

ただし、それ以外の地域におきましては、そういった被害が特段なかったということで、豊後高田市においては震度２であったということで、皆さん、冷静な対応を取っていただけたのかなあというふうに思っております。

また、能登半島地震からですね、かなり、やはり、皆さんの地震に対する関心が高まっているのかなあというふうに思います。我々も能登半島地震後にですね、市報で防災に関する啓発をですね、先ほど見せた市報で、今年でもう３回目になります。そういったことで、皆さん関心度が高まっておるし、備えというのも、ちゃんと、ある程度、高まっているし、そういった危機感というのも高まっているし、また、なおかつ冷静で、そういったことを、ふだんから心がけているから冷静でいられたんだろうというふうに思っております。そのように分析しているところであります。

以上でございます。

○議長（安東正洋君）　於久弘治君。

○３番（於久弘治君）　今回、臨時情報を発表後に、本市では市民からの問合せがなかったことに対し、賛否両論があると思いますが、私自身はよい傾向ではないかと思っております。

本市では、先ほど、課長が申し上げましたように、防災に関して市報やホームページ上で、最新な情報を何度も発信してきており、かつ、防災への取組を熱心に行っていることへの一定の評価と捉えてよいのではないかと思います。

南海トラフ地震は、いつ何どき発生するかは予想できませんが、市民の皆さんの命の安全を守るためにも、引き続きしっかりとした取組をお願いいたします。

次に、ふるさと納税について質問いたします。

市民の皆さんも、テレビや新聞、インターネット等でお聞きなられた方も多いかと思われますが、ふるさと納税制度が始まった2008年度の寄附総額は81億円だったものが年々増加し、昨年度の寄附総額は、僅か15年の間で約138倍の１兆1,175億円となり、初めて１兆円を突破することになりました。

この寄附額が増加している背景には、高級なブランド牛や豚、海産物、酒類などの返礼品だけを目当てに寄附をされている方が大変多いのではないかと報じられています。

そういった状況を踏まえ、総務省は、ふるさと納税における当初の理念である納税者がふるさとやお世話になった地域などを寄附先に選んで、その使われ方に関心を持ち、自治体は選ばれるまちづくりの意識醸成を通じて地域活性化につなげていくとは全くかけ離れた取組になっていることに警鐘を鳴らし、来年の10月からは、自治体に対し、ポイントを付与する仲介サイトの利用を禁止するようではありますが、その影響は限定的で、大きな変化は見られないものと予想されます。

では、ここで、本市のふるさと納税の寄附の件数と寄附額について見てみたいと思います。

今回、平成29年度から令和５年度までの過去７年間のふるさと納税寄附の件数と寄附額について、資料の請求をさせていただきました。

その資料を見ますと、平成29年度から令和元年度までは年々倍増傾向を示していますが、令和元年度から令和４年度までは４億円台を維持していましたが、令和５年度で３億円台に減少していることが分かります。

先ほど、私からも説明させていただきましたように、ふるさと納税については、各自治体とも異常とも言える過熱状態になっており、自治体の間で寄附をしていただく方の奪い合いが発生している中で、寄附額は減少しているものの、寄附の件数を見ると大幅な減少に至っていない点を考慮しますと、この寄附額の数字を維持できていることにおいては、関係部署の方々の、常日頃、大変なご努力をされている結果だと推測されます。

とはいうものの、本市の返礼品をさらに拡充させ、寄附額を増やし、本市の重点施策に充てることも当然ながら必要なことでありますが、今後、ふるさと納税を継続していこうとすれば、ふるさと納税の当初の理念である、ふるさと納税の使い方に寄附をしていただく方が共感していただく取組にしていくことも必要ではないかと感じています。

それでは、本市におけるふるさと納税の今後の取組方針についてお聞きいたします。

○議長（安東正洋君）　市参事兼企画情報課長、丸山野幸政君。

○市参事兼企画情報課長（丸山野幸政君）　それでは、ふるさと納税に関するご質問にお答えをさせて

いただきたいと思います。

先ほど、ご質問の中で議員からご案内がありましたように、令和５年度の全国のふるさと納税受入額、これが国の資料によりますと１兆1,175億円となり、初めて１兆円を超えまして、年々、その利用者は拡大しているというふうにされております。

その一方で、過剰な自治体間の返礼品競争等が課題となり、国のほうでは、この制度、本来の趣旨に沿ってふるさと納税が進められるべきという考えで、度重なるルール改正が国において行われてきました。

国のホームページでは、ふるさと納税をするときのポイントとしまして、自分の生まれ故郷はもちろん、それぞれの自治体で集まった寄附金の使い道などを見た上で、応援したい自治体を選んでくださいと、そういった旨の内容が呼びかけられております。

こうした中で、本市では、これまでもふるさと納税制度の趣旨に沿った取組を進めております。今後もそれを大事に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

今年は、コロナ禍を経て、関東、関西の高田高校同窓会の開催も復活いたしました。これまでと同様に、佐々木市長自ら出席をして、本市の現状を説明し、出席された同窓会の皆さんのテーブルを全てですね、お一人お一人回らせていただいて、ふるさとの応援をお願いさせていただいております。

また、寄附金の使い道については、本市で行っている具体的な子育て支援を詳しく紹介をして、頂いた寄附金は全て子育て支援に活用すると、そういうご案内も、ふるさと納税サイトや寄附を頂いた方へのお礼も兼ねたパンフレットでご紹介をしております。さらに、毎年の使い道も、ホームページや市報で報告をさせていただいているところでございます。

そういった意味では、議員さんからご質問いただいたようにですね、寄附者の方のその共感を得ると、そういうことに、これまでも力を入れてきているところでありますし、ここは非常に大切にしていきたいと、そういうふうに思っているところでございます。

今後は、このような取組を継続しながらですね、返礼品の充実、そして、その返礼品に関わる生産者の方々、顔が見える、そういうご紹介もですね、併せてさせていただきながら、より多くの方に本市を選んでいただけるような取組を進めてまいりたいと、そういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（安東正洋君）　於久弘治君。

○３番（於久弘治君）　それでは、再質問いたします。

子どもの少子化傾向により、国だけにとどまらず、県もまた、子育て支援を充実させようとしていることをご存じの方も多いかと思われます。

また、県内においても、本市独自で進めていった子育て支援の取組をまねる自治体も増えてきているように感じられます。

そういった競争相手が多くなった中で、本市がどのような見解で今後、進めていくのかについてお尋ねしたいと思います。

それでは、今後のふるさと納税の使い方についてお聞きいたします。

○議長（安東正洋君）　市参事兼企画情報課長、丸山野幸政君。

○市参事兼企画情報課長（丸山野幸政君）　それでは、再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

議員、言われましたように、本市の子育て支援のやり方、いろいろ追随する自治体も出てきているのは事実であります。

その中で、この本市で行っている子育て支援についてはですね、私たちのふるさと、豊後高田の未来への投資であると。そして、その財源は、ふるさと納税を充てていくというのが、大きな方針であります。

この大きな方針の下、より多くの皆さんに応援いただけるようにですね、呼びかける方法なども工夫をさせていただきながら、私たち現場としてはですね、これはもう一年一年が勝負であると、そういう思いでやってきておりますので、今後も努力をしていきたいと、そういうふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（安東正洋君）　於久弘治君。

○３番（於久弘治君）　先ほどの課長からの答弁をお聞きしまして、今後の取組について、本来のふるさと納税の趣旨に沿って、一年一年、しっかりと工夫していこうとするお考えが既にあることに、とても安心いたしました。

何度も言うようでありますが、返礼品を拡充させ、寄附額を増やしていくこともとても重要なことです。また、全国の皆さんに、本市の取組をきちんと呼びかけていくという、ふるさと納税の基本を大切にしていくことこそが、ふるさと納税の継続につながっ

ていくものと、私自身も思っています。

本市にとっても非常に大切な制度でありますので、今後も頑張っていただくことをお願いいたします。

３つ目に、マイナ保険証への一本化について質問いたします。

今年に入り、病院で診察を受けたことがある方であれば、経験されていることだと思いますが、診察の受付時にマイナ保険証をお願いしますと尋ねられることが多くなり、少し前までは健康保険証をお願いしますと言われていたことが、逆に、マイナ保険証をお持ちでなければ、健康保険証をお願いしますとなったことに対し、違和感を覚えた市民の方も多いかと思われます。

こういった病院での診察時の対応が変化しつつある背景には、ご存じの方も多いかと思われます、現行の保険証が、今年の12月２日に新規発行が停止され、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証に一本化されることにあります。

しかしながら、現行の健康保険証停止まで約３か月を切ったものの、今年７月のマイナ保険証の利用率は、11.13%とかなり低迷していることが伺えます。

私自身も、今年の12月２日に現行の保険証は停止されることは、かなり以前より分かっていたのですが、日頃の習慣から、財布には運転免許証と健康保険証は常に携帯していますが、まだ使用可能な健康保険証の替わりにマイナ保険証を携帯することに対しては、どうしても抵抗を感じています。

そうは言いつつも、12月２日になれば、自動的に現行の保険証は停止となることは避けられないことではありますので、保険証の扱いがどのように変わっていくかについて、勘違いなさらないよう、市民の皆さんに知っていただく機会が必要だと感じています。

詳細については、今後、分かってくることもあるかと思われますが、取り急ぎ必要な情報として、マイナ保険証を持っている方と持っていない方とで、12月２日以降、どのような対応を取ればよいのかについて、市民の皆さんも知っていただきたいと思います。

それでは、本年12月２日以降のマイナ保険証一本化での対応についてお聞きいたします。

○議長（安東正洋君）　保険年金課長、佐々木真治君。

○保険年金課長（佐々木真治君）　マイナ保険証への一本化についてのご質問にお答えいたします。

既に報道等でもご承知のとおり、昨年の国における、いわゆるマイナンバー関連法の一部改正に伴う制度改正によりまして、本年12月２日から、国民健康保険証を含む現行の健康保険証の新規発行は、再発行も含め全て終了し、マイナンバーカードに保険証の利用登録を行ったマイナ保険証を基本とする仕組みに移行することが、国において決定されているところでございます。

議員ご質問の12月２日以降の国から示されております取扱いの概要について、国民健康保険及び後期高齢者医療保険につきましては、まず、マイナ保険証をお持ちの方につきましては、医療機関に受診等の際にはマイナ保険証をご利用いただくこととなっております。

なお、マイナ保険証の保有者には、登録されているご自身の資格情報を簡単に把握できるよう、資格情報のお知らせを交付をいたしますので、万が一、停電や機械のトラブル等により、医療機関等の窓口でマイナ保険証が使えないような場合には、マイナ保険証と一緒に、この資格情報のお知らせを窓口にご提示いただければ、通常どおり受診等ができることとなっております。

次に、マイナンバーカード自体をお持ちでない方、あるいは、マイナンバーカードは持っているが、保険証の利用登録をしていない方につきましては、従来の保険証に替わりまして、被保険者であることを証明することができる資格確認書を交付することとなっております。この資格確認書をこれまでの保険証と同じように医療機関等の窓口に提示することにより、必要な保険診療を継続して受けることができることとなっております。

一方で、既に発行しております現行の国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保険証につきましても、経過措置によりまして、12月２日以降でも資格内容に変更がなければ、保険証に記載されている有効期限までは、これまでどおり、引き続き保険証として使用することができますことから、この経過措置期間中につきましては、マイナ保険証をお持ちの方は、マイナ保険証と現行の保険証を併用することができ、マイナ保険証をお持ちでない方は、有効期限まで、現行の保険証を引き続き使用していただくことになりますので、誤って保険証を廃棄しないように、ご注意をいただきたいと思っております。

なお、先ほどご説明しましたマイナ保険証を基本とする新たな取扱いへの移行につきましては、12月

２日以降に、新規に国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入された方や現在の資格内容に変更を生じた方は、その都度、移行していき、現在の資格内容に変更がない方につきましては、現行の保険証の有効期限が終了した後に、移行していくこととなっております。

マイナ保険証を利用しますと、医療機関などで本人の同意により、医師や薬剤師などが、過去に処方された薬剤情報や特定健診の結果などの情報の確認が可能となることによりまして、重複投薬を回避した適切な処方が受けられるなど、データに基づく、よりよい医療が受けることができるようになります。

また、現在、入院等により高額な医療費が発生する場合には、事前に限度額適用認定証の申請手続が必要となりますが、マイナ保険証を利用することにより、この限度額適用認定証の申請手続が不要となり、医療機関の窓口で限度額を超える分を支払う必要がなくなるなど、市民生活にもメリットがありますことから、マイナ保険証を利用していただければと思っております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君）　於久弘治君。

○３番（於久弘治君）　それでは、再質問いたします。

先ほどの課長からの答弁で、マイナ保険証を持っている方と持っていない方とで、市民の皆さんがどのように対応すればよいのか、私自身も改めて理解することができました。

本日の議会をご覧いただいている市民の皆さんは、ご理解されたものと思われますが、市民の中には重要な情報と捉えておられない方もおられるかと思われます。

今回の取組は、国の厚生労働省が中心となって進めている制度となっていますが、市民の皆さんへの周知については、本市としてはどのようにお考えなのかをお聞きいたします。

○議長（安東正洋君）　保険年金課長、佐々木真治君。

○保険年金課長（佐々木真治君）　再質問にお答えいたします。

ご質問のマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行についての周知につきましては、国においても広報をしているところではございますけれども、本市におきましては、本年８月の国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保険証の一斉更新時に、有効期限が令和７年７月31日までの新しい保険証の送付を行った際に、国が作成したお知らせのチラシを同封してお送りをいたしたところでございます。

加えまして、来月の市報10月号には、関連記事の掲載を予定しているところでございます。

今後におきましても、市のホームページやケーブルテレビなどを通じて、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君）　於久弘治君。

○３番（於久弘治君）　マイナ保険証の一本化については、整備がもう一つ定まっていない中で、今後のデジタル化に向けて、国がどうしても進めようとしている制度でございます。

12月２日以降は、様々な問合せが本市の窓口に殺到することが十分に予想されますが、関係部署の職員の皆さん、どうか丁寧な対応をしていただくことをお願いいたします。

最後に、「鬼が仏になった里『くにさき』」の重点支援地域選定について質問いたします。

今回、市長からの提案理由にもありましたように、５年前の2018年に日本遺産に認定されただけでも、とても光栄なことであったにもかかわらず、さらに今回、日本遺産の中で最も評価が高い重点支援地域に選定されたということは、私も一市民として、大変誇らしく感じております。

市民の皆さんは、重点支援地域に選定されたことがどのくらい大変なことなのかを理解されている市民の方は、あまり多くないように感じていますので、ここでご説明いたしますと、大分県内では初めての選定であって、かつ、九州全体でも２番目に選定されたということからもお分かりいただけますように、今回の評価は本市の快挙と言っても過言ではありません。お隣の国東市との共同活動にはなっていますが、ひとえに本市の文化財振興に関わった皆さんのご尽力があってこその評価であるものと感じております。

重点支援地域の選定を受け、国東半島を中心とした観光面も含めた取組も、今後、計画されていくということで、私自身も大きく期待を膨らませています。

それでは、「鬼が仏になった里『くにさき』」が重点支援地域に選定されたが、今後の本市の取組についてお聞きいたします。

○議長（安東正洋君）　文化財室長、河野典之君。

○文化財室長（河野典之君）　「鬼が仏になった里『くにさき』」の重点支援地域選定について、今後の本市の取組についてお答えいたします。

日本遺産「鬼が仏になった里『くにさき』」につきましては、平成30年の５月に日本遺産に認定されました。その後、豊後高田市と国東市とで六郷満山日本遺産推進協議会を設立して、地域活性化のための事業を推進しております。

日本遺産は、地域の様々な文化財をパッケージ化し、歴史的魅力や特色を通じて日本の伝統文化を語るストーリーを文化庁が認定するものです。

日本遺産の制度につきましては、令和３年度に制度変更が行われ、３年ごとに相対評価を行い、重点支援地域、認定継続、再審査に振り分けを行い、一度認定されても、取組のいかんによっては、認定取消しとなる制度となっております。

「鬼が仏になった里『くにさき』」も認定後６年が経過したことから、日本遺産認定継続審査を受けたところでございます。その結果、プロジェクトチーム型での事業進行による、カボスを使った生七味、マテ貝じょうゆ等の食の商品開発の取組、ラバーコースターや天念寺の鬼をモチーフにした縫いぐるみなどの商品開発、仮想キャラクターの真玉珠音を起用したＶチューバーの動画プロジェクトなどの配信を行うなど、ユニークな普及啓発、協議会の収益化に向けた物販やクラウドファンディングの活用といった実績や今後の戦略、地域活性化計画が高く評価され、継続認定よりも１つ評価の高い重点支援地域に選ばれたところでございます。

継続審査については、平成30年に認定された13か所の審査が行われ、そのうち、本市を含め２件のみが重点支援地域となっております。

重点支援地域のメリットといたしましては、文化庁の100％交付のモデル事業が採択されやすくなり、他の地域へのモデルとなり得る事例として、全国に注目を集めることや文化庁の一部の補助事業についても、補助率の５％程度、上乗せされるといった優遇措置が得られることなどが挙げられます。

また、これまで、文化庁に100％負担していただける補助金等を活用して、およそ１億円に上る事業をすることができております。それらの評価も、今回の評価に含まれているものと思われます。

なお、本年度につきましては、文化庁のモデル事業であります日本遺産魅力増進事業を活用して、高付加価値な体験型の旅行コンテンツの開発や大学連携によるインバウンド誘客のためのコンテンツ作成などを計画しております。

今後につきましても、より一層、国東市と連携を密にしながら、しっかりと事業を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君）　於久弘治君。

○３番（於久弘治君）　それでは、再質問いたします。

日本遺産の中でも、先ほど室長よりご説明がございました、４段階ある格付の中で最高位の重点支援地域に選定されたことで、とても名誉なことでありますが、本市として、またさらにその上位クラスを目指そうとするお考えがあれば、お聞きしたいと思います。

○議長（安東正洋君）　文化財室長、河野典之君。

○文化財室長（河野典之君）　再質問についてお答えします。

日本遺産の取組については、今後は、重点支援地域としてモデル地区的な扱いになりますので、日本遺産自体の知名度アップを牽引する立場として活動していくことを考えてまいります。

また、今後は３年ごとに継続審査が行われるといったことから、発展的に継続していくことが求められております。今後も文化庁のモデル事業等を活用しながら、観光消費額を上げるための施策、インバウンド訴求や癒やしのツアーであるリトリートツーリズムの磨き上げなどで、収益力の向上を図り、豊後高田市でしか体験できない、味わえないものを増やしていき、観光の質を高め、地域の知名度アップを図る取組を推進してまいりたいと考えております。

なお、今年度から、重点支援地域のさらにワンクラス上のステージとなります日本遺産プレミアム（特別重点支援地域）が創設されましたことから、この日本遺産プレミアムを目指して事業継続をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（安東正洋君）　於久弘治君。

○３番（於久弘治君）　重点支援地域のさらに上位となる特別重点支援地域、先ほど室長からお話がありましたように、別名、日本遺産プレミアムは、重点支援地域の中でも、特別に優れた取組をしなくては選定されることがない最高位の名誉だと伺っております。現状に満足することなく、本市にある文化財を観光資源として活用するために、さらに上を目

指していこうとする姿勢は、大変すばらしく感じています。

ぜひとも、本市の文化財のすばらしさを全国に発信していくためにも、頑張っていただきたいと思います。

以上で、私からの質問を終わります。

○議長（安東正洋君）　一般質問を続けます。

２番、在永　恵君の発言を許します。

在永　恵君。

○２番（在永　恵君）　議席番号２番、在永　恵でございます。

一般質問をする前に、８月28日、29日と、台風10号による大雨の被害、多岐にわたったと思います。私たちの地域もかなりの大きな被害に遭いました。また、それに対し、９月の４日、議会当初、市長による敏速な補正予算の提案、そして、議員皆様の賛同により、会議終了後、（聞き取れず）されました。

復旧に関わる部署の方々には、本当にありがとうございます。関係者への連絡、業者への打合せ、復興実行と、その敏速な行動に、被害に見舞われた方々の感謝の言葉をかけられました。ありがとうございましたと言うちょってな、私は会うたびに、こう言われました。本当に感謝を申し上げます。ありがとうございます。

では、一般質問に入らさせていただきます。

１つ目が、高田高校生徒に対する昼食無料提供についてであります。

６月議会の提案理由の説明の中で、高田高校の生徒に対する昼食費の無料提供の提案が市長のほうからされました。

それ以降、高校を持つ親御さんから、在永さん、あげえ市長が言いよったけど、本当になるんだろうかなあというふうな会話があります。

私としてはすばらしい提案だと思います。子育て支援という大きな柱の下、すばらしい提案だと考えております。

また、他の高校と差別化ができ、市唯一の高田高校、高校の存続に向けた姿勢も示されるのではないかなと考えております。

ただ、いろんな問題を解決していかなければならないのではないかなというふうに思います。

そこで、全国的な内容を幾つか紹介させていただきます。

高校に給食が基本的にない理由は、学校給食法で定められているからです。また、夜間高校は、給食を出すように法律で定められています。給食の有無は国の考え方次第ではないでしょうか。

そして、共稼ぎ世帯が増えてきて、親が弁当を作る負担は大きいです。既に実施されている高校を何か所か紹介をさせていただきます。

2022年８月、秋田県立羽後高校では、羽後町による給食が始まりました。生徒は、地元食材を使ったメニューを味わい、公立高校の給食提供は、県内の全日制では初めてだそうです。

給食の提供は、町が高校、県教委と共に検討を重ね、少子化で小中学校が減って、町の学校給食センターに余力が生まれ、同センターの有効活用にもつながるということで、実施を判断したそうであります。

町長は、弁当を作る保護者の負担軽減になり、地元の食材の活用で農家の応援にもつながるとし、給食があることで、ほかの高校との差別化ができる、町として地域の高校存在へ向けた姿勢も示せるということであります。

また、校長もですね、生徒の地元への愛着、また、地域を支える人になろうという思いにつながってほしいと話しています。

ほかにですね、北海道の足寄高等学校の話であります。

2015年６月から、新しい給食センターの稼働に伴い、足寄小学校・中学校へ提供している学校給食を足寄高等学校にも希望するという内容であります。

そちらもですね、生徒確保を目的とし、地方創生関連交付金を活用して、給食費を全額補助ということであります。ということによって、無料で提供しています。

また、茨城県の大子高校は、2016年６月から、町内の人口減少を防ぐ地域活力化の対策の一つとして、同町の幼稚園・小中学校の給食を提供している学校給食が行っております。

大子町においては、費用の半額を負担、給食費の自己負担は１食250円、町では徐々に在校生が減るため、定員割れの状況が続き、魅力ある活性づくり事業として、安くて栄養バランスのいい給食を提供したいということで始まったようであります。

このように、生徒や保護者のほうから要請があり、そういう活動が（聞き取れず）になっております。

そう見ますと、豊後高田市の給食センターの状況を確認しますと、今、2,000食を作っているようであります。高田高校の生徒が400名、つまり2,400食が

必要となります。ただ、過去2,500食を作った経験もあるそうですので、その2,400食は作ることが可能だというふうに考えます。

そのことをもって、３つの質問をさせていただきます。

１つ目が具体的な手法について、２つ目が予算について、３番目が高田高校側の受入体制についてであります。説明をお願いします。

○議長（安東正洋君）　学校教育課長、河野政文君。

○学校教育課長（河野政文君）　それでは、在永議員の高田高等学校の生徒に対する昼食の無料化についてのご質問にお答えいたします。

市内唯一の県立高田高等学校につきましては、多くの皆さんのご支援の中で、様々な魅力化向上の取組が進められているところであります。

今回、さらにその充実を図るために、高田高等学校の生徒に昼食の提供を行う提案であります。

本年度７月23日、大分県教育委員会に、高田高等学校の将来にわたって、人材育成の大切な高校として高田高等学校存続の要望を市長が会長として、後援会役員と共に要望をしてきたところであります。

これまで進めてきた市長のまちづくりの大きな柱として、移住・定住をはじめ、多くの施策の下に取り組んでいるものであります。この取組で、市内唯一の高田高等学校のさらなる魅力化にもなるため、なるべく早く、来年の４月から実施させていただきたいと考えています。

まず、１点目の具体的手法についてですが、私どもも、現在の幼稚園、小学校、中学校に提供している学校給食センターの給食をそのまま導入することで進めてきました。

しかしながら、高田高等学校は大分県立でありますので、主管課であります大分県教育委員会との協議の中で、昼食時の摂取中の生徒の事故への対応、教職員の昼食時の関わり方などの課題が出されました。そのため、当面は弁当方式で実施していきながら、今後もしっかりとその解決に向けて、取り組んでいきたいと考えております。

また、安全な衛生管理につきましては、国の学校給食法の中に、適切な衛生管理をはじめ、詳細にわたって望ましい基準が定められておりますので、その基準に準じて実施したいと考えております。

２点目の予算についてですが、現在、詳細を詰めております。次回の定例会までに、具体的な提案をさせていただきたいと考えております。

３点目の高田高等学校側の受入体制についてですが、校長をはじめ教職員の皆さんについては、大変、好意的で、ありがたく受け止めていただいております。

具体的な部分につきましては、今後、先ほど申し上げました、弁当方式による昼食の提供をするために、高田高等学校側と協議を進めていきたいと考えております。

さらに詳細を詰めているところですので、何とぞご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（安東正洋君）　在永　恵君。

○２番（在永　恵君）　丁寧な説明ありがとうございました。ちょっと、再質問をさせていただきます。

先ほどの説明の中で、大分県教委の方針という言葉がありましたが、弁当方式による提供ということで、共有化を図っているということでありますが、物の混入とか、食中毒、アレルギーとか、摂取中の事故とかいうものは、弁当方式も給食方式と条件が同じかと思われます。

また、安全に食することができるのは、給食センターのほうがよいのではないかなと、個人的には思っております。

また、400食の弁当を作るとなれば、複数の業者で行わなければいけないのかなあと思いますし、同じ条件で作ることができるのかなと思います。

そこで、もう一つ、弁当方式を行ったと仮定した場合、市内の業者で考えているんでしょうね、ということです。

再質問を終わります。答弁をお願いします。

○議長（安東正洋君）　学校教育課長、河野政文君。

○学校教育課長（河野政文君）　在永議員の再質問にお答えいたします。

業者につきましては、今、詳細を詰めているところでございますので、まずは、衛生管理体制においては、HACCPという衛生知識を、しっかりと調理段階でできるように、今、資料をまとめているところであります。

衛生管理の徹底につきましては、学校給食法第９条第１項の規定に基づき、学校給食衛生管理基準に準じた形で、お弁当のほうも進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（安東正洋君）　在永　恵君。

○２番（在永　恵君）　ちょっと今、弁当を市内の

業者でするかっていう回答がなかったんですけど。それと同時に、まだ内容がはっきり決まってないように私には感じられるんですが。その内容を具体的に決まった場合、どういった方法で市民の方々に示すのかなという大きな問題が残っているかと思いますが、それはどのように考えていますか。お願いします。

○議長（安東正洋君）　学校教育課長、河野政文君。

○学校教育課長（河野政文君）　ただいまの分につきましては、詳細を今、詰めているところでありますので、今現在では、ご理解をいただけたらというふうに思っております。

以上であります。（○２番（在永　恵君）　広報をどうするかという）

○議長（安東正洋君）　在永　恵君。

○２番（在永　恵君）　再々質問以上できないので、とにかく広報を、市民の方々に広報してください。

では、２番目の火災・災害発生時の対応と課題について一般質問させていただきます。

消防のほうでありますが、日頃から地域の安心・安全の確保のためにご尽力をいただいていますことに対し、心から感謝を申し上げます。

今後、ますます多発化、激甚化することが懸念されている災害に対応するためには、地域防災を一段と高める必要があります。国や地方公共団体による対応だけではなく、自分の身を自ら努力によって守り、地域や近隣の人々が互いに協力し合いながら防災・防除活動に取り組むという、自助・共助・公助の３つの働きが一体となって機能することが重要です。

特に、地域防災の中核として、共助の中心的役割を担う消防団や自主防災組織には大きな力と期待が寄せられています。その一方で、消防団員の減少は憂慮すべき危機的状況になっているように思います。

このような災害の多発化・激甚化、消防団員数の減少により、一人一人の役割が大きくなっている現状だと思います。

そこで、以下の３つの質問をさせていただきます。

１つ目が消防団員の確保について、定員割れが多々あるように聞きますが、現状について教えてください。

２つ目、火災発生時、所轄の分団長への即時の連絡体制は、どのようになっていますか。例えば、今、スマホ等によるＬＩＮＥ等での連絡網の伝達とかありますか。

３つ目が、本市における火災・災害発生時のドローンの活用はどうなっていますか。また、ドローン協会との災害協定を締結していますか。

以上３つ質問させていただきます。答弁をお願いします。

○議長（安東正洋君）　市参事兼消防長、友久　優君。

○市参事兼消防長（友久　優君）　それでは、消防団の火災・災害発生時の対応と課題についての質問にお答えします。

消防団員の条例定数は633人で、消防団員数につきましては、令和６年８月１日現在で582人となっています。11の分団で定数に達しているのが２つの分団、58の部で定数に達しているのが29部となっています。

消防団員の確保につきましては、退団届を提出する際には、新入団員を確保するようお願いしているところでございますが、新入団員確保が困難な地区が増加傾向にあり、難しい状況でございます。そのため、部内での確保が難しい地区は、分団内の他の部から確保をお願いし、昼間活躍できる消防団ＯＢの方にも再入団していただくよう、団員確保に努めているところでございます。

次に、火災発生時の所轄の分団長への即時連絡体制につきましては、現在は火災現場の所轄の分団長に電話連絡をしていますが、このたび、大分県消防指令業務共同運用により、一斉送信のメールサービスが導入されることから、おおいた消防指令センターから、消防への火災指令と同時に、火災発生の通知メールが登録団員へ届くようになります。メールには火災発生場所の地図も表示されますので、現場もより把握しやすくなります。

現在、登録準備中で、10月から全団員への受信取得手続を開始し、早めの連絡体制構築に努めてまいります。

次に、火災時のドローン活用につきましては、議員ご案内のとおり、住宅密集地の火災、林野火災、行方不明者の捜索等に特に有用と考えています。

当本部でも今年度１機のドローンを購入し、現在、運用に向け研修中でありますが、まだ実用できる段階ではないことから、議員ご案内の豊後高田市ドローン研究会のご協力をいただき、合同練習等を実施しながら研さんを積んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君）　市参事兼総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君）　災害発生時のドローン活用についてとドローン協議会との災害協定の締結についてのご質問にお答えをいたします。

災害発生時のドローンの活用方法といたしましては、まず、災害発生場所や被害状況の把握に役立つのではないかと考えています。また、土砂災害などにより道路が寸断され、孤立した集落へ物資を搬送することや災害復旧におきましても、ドローンを活用するということにより、安全かつ効率的に調査や測量ができるのではないかという期待もございます。

しかしながら、ドローンが飛行できる気象条件として、一般的には、雨や風が強くなく、天候が安定していることが必要であると言われており、飛行できる場面も限定的になる可能性があることや、ドローンを安全に飛行させるためには、十分な専門知識や操縦経験が求められ、確かな操縦技術を持つ人材の育成が課題と、同時に今、考えているところであります。

そのため、操縦訓練の実施や操縦者の安全の確保など、実際の導入に至るまでには、それらの諸課題の解決が必要ではないかというふうに考えているところでもあります。

そこで、本市では、令和５年２月に災害時の支援などを目的とした包括連携協定を生活協同組合コープおおいたさんと締結しております。

コープおおいたさんにはドローンが整備されておりますので、災害時に孤立した集落への物資の搬送を想定した訓練を独自にやっておりまして、我々もそれを、経験を生かして、今年11月に河内地区で総合防災訓練を計画しておりますので、そこにおいて、コープおおいたさんを呼んでですね、そこでドローン訓練というのを実施していただけたらというふうに今、話を進めているところであります。

そのような訓練を通して、ドローンの活用方法を検証して、導入に至るまでの諸課題の洗い出しなどができればというふうに考えているところであります。

なお、ドローン協議会さんとの災害協定の締結につきましては、本市は、大分県ドローン協議会との直接の災害協定の締結はございませんが、令和５年３月に大分県が大分県ドローン協議会さんと、災害時におけるドローンによる緊急被災状況調査に関する協定というものを締結しているようでありますので、本市から支援要請を行う場合は、大分県を経由して、大分県ドローン協議会へ支援要請を行うと。そこから、また市の研究会とかに、また依頼が来るという流れになるのではないかというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（安東正洋君）　在永　恵君。

○２番（在永　恵君）　再質問させていただきます。

消防団員の確保は難しい状況のようですが、豊後高田市以外の市町村はどのような状況か教えてください。

それと、３番のドローンは、消防用利用だけではなく、災害時の救助活動や被害状況の把握にも活用され始めています。小型のドローンは、人やヘリコプターが入れない危険な地域でも利用できるため、安全を確保しながら迅速な復旧活動を進められるようであります。

ただ、災害時のドローンは操作にも高度なスキルを必要とするため、資格を獲得して確かな技術を身につけることが必要だと思います。

答弁の中で、豊後高田市ドローン研究会とのご協力をいただきとありましたが、消防でのドローンの操作の専門の人員の確保についてはどのように考えていますか。

○議長（安東正洋君）　市参事兼消防長、友久　優君。

○市参事兼消防長（友久　優君）　それでは、在永議員の再質問にお答えします。

議員ご案内のとおり、消防団員の確保につきましては、他の市町村も難しい状況のようでございます。令和６年４月１日現在で、消防団員の条例定数に達している市町村はございません。

本市の条例定数に対する充足率につきましては、91.8％で、18市町村中５番目でございます。引き続き、消防団員確保に向け、鋭意努力してまいります。

次に、ドローン操作の専門の人員確保についてでございますが、現在、ドローンの操作訓練は、月３回実施し、全員で操作訓練を行っています。

議員ご案内のとおり、ドローン操作につきましては高度なスキルを必要とすることから、適性を見極め、各小隊に１名から２名を選抜し、災害時に安全に操作できる人員の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君）　在永　恵君。

○２番（在永　恵君）　ありがとうございました。このようにドローンの使用をしながら、市民の安全

確保のためにご尽力いただければなと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（安東正洋君）　それでは、しばらく休憩いたします。

午後の会議は13時を予定しておりますので、13時に再開いたします。

午前11時49分　休憩

午後１時00分　再開

○議長（安東正洋君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

16番、大石忠昭君の発言を許します。

大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君）　日本共産党の大石忠昭でございます。今回は、市民の皆さんの声を取り上げて、７項目15点の質問をいたします。１時間という時間制限もありますのでですね、質問部分は要点よくやりたいと思いますが、答弁のほうも質問の要点に沿ってですね、簡潔、明確な答弁を求めたいと思います。何とか15項目の質問がやれるようにご協力をお願いします。

実は、昨日、今日と議案質疑と一般質問なんですけれども、私の頭の中は台風10号の被害を受けた方からいろんな相談を受けまして、いろいろと解決策に向かって努力しているんですけれども、難しい問題が多うございましてですね、なかなか頭の回転が、今もう台風モードから議会モードに切り替えるために非常に苦労しましたけどね、ようやく今日は議会モードに変わったようでありますので、一生懸命頑張りたいと思います。

最初はですね、物価高騰から市民の暮らしをどうやって守るか、その対策についてであります。

多くの方からね、こげん物価が上がったらやっていけんえ、大石さんどげかしちょくれ、佐々木市長に言うてくれんかえという声をたくさん聞きます。７月に厚生労働省が発表した国民生活実態調査によりますと、生活が苦しいと答えた方が59.6％もあることが分かりました。まさにこれは統計開始以来の最悪の事態だそうです。この国の悪政に立ち向かって、どうやって市民の暮らしを守るのか、営業を守っていくのかというのは、全国の地方自治体の果たす役割だと思います。その点でですね、私も何人もの市長に携わってきましたけれども、佐々木敏夫市長はですね、やっぱりこのコロナ以後の問題見ましてもですね、例えば、私これみんなの高田で皆さんに紹介していますけどね、2020年度でも全市民に対して１人１万円の定額支援金、その次の年には１人当たり5,000円の地域振興券ですね、次の年には１世帯当たり２万円の家計応援のお買物券、昨年は全世帯に対して１世帯３万円、子どもについては１人５万円を支給しました。

私もその事業についてはこれまでも評価をしておりますけれども、市民の皆さん方からも、やっぱり佐々木市長はすごいなあと、財政的にはもう大丈夫かえと心配があるほど、やっぱり佐々木市長の他市町村に先がけての市独自の支援事業については評価が高い。引き続き市長をやってくれという声も広がっております。

よってですね、私は今度の質問は、市民が心配するほど財政的には行き詰まった状況ではありません。約でいきますとね、今までの黒字をため込んだ基金が総額で約120億円ありますからね、その一部を使えばね、今年度についても新たな支援事業が実施できて、市民から喜んでもらえる佐々木市長すげえなあと、市民も助かるなということになるんじゃないかと思いますんでね、何を具体的にどうしようということを詰めているんじゃありません。今度の最終日に補正予算を出すと言ってもまだ大変だと思いますのでね、12月議会までには十分検討して、今の市民の実態に応えてですね、これまで４年間にわたって各種の事業をやってきましたのでね、この５年目です今度は。市長選挙の前の年でありますのでね、何とか佐々木市長のカラーを出して、この物価高騰から市民の暮らしを守る、営業を守る、何らかの支援策を検討してもらえないかどうかなんです。答弁はいろいろやってきたという説明を求めてるんじゃない、検討を12月議会までにすることができないでしょうか。市長の考え方、30秒でも20秒でもいいですから答えてください。

○議長（安東正洋君）　財政課長、伊藤昭弘君。

○財政課長（伊藤昭弘君）　物価高騰対策に係るご質問にお答えいたします。

本市では、令和５年度において市独自で全世帯へ３万円と全ての子育て世帯に子ども１人当たり５万円の支給、また30％のプレミアム付き商品券、総額４億5,500万円を発行するなど、思い切った対策をスピード感を持って取り組んできたところでございます。基金を活用してさらなる市独自の支援事業をということでございますけれども、財政調整基金の令和５年度末の残高は約33億6,000万円で、前年度に比

べ２億7,000万円ほど増加いたしましたが、令和６年度の当初予算では財源不足により、その基金を約６億円取り崩す予算といたしております。今後、広域ごみ処理施設整備などに借り入れる起債の償還が控えておりますし、歳入の根幹をなす地方交付税が落ち込めばですね、財政収支が悪化し、さらに大きな財源不足も想定をされます。

したがいまして、財政調整基金は今後の財源不足に備えることを基本に考えておりまして、他の財源をなくして、この基金だけをもって市独自の物価高騰対策を行うことは、現在のところ考えておりません。

現在、国における政治の動きもいろいろと報道されておりますが、今後の社会経済情勢や今後の国の動向を引き続き注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君）　大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君）　もう今だけで８分かかっておりますんでね。もうなかなか時間がないんで。

今のところは新たな支援策を考えていないと。財政的にはこうこうこうだという財政課長なりの答弁でした。

よって、市長にもう一度再質問をしたいんです。

市長が４年間だけの、今、私は報告しましたけどね、４年間だけではない、この８年間ね、永松市長時代に比べたら、市民にとってもいろいろと新しい事業をやってくれて助かってるし、いろんな事業の節約の問題でもね、市長は18億円の節約ができたということを報告しておりますようにね、いろんな点で私も佐々木市長を評価しておりますし、次の選挙も応援をしたいと思っております。

よってね、この４年間についても、他市町村に先がけてですよ、市独自の支援制度をやってきた。また今度も高校の給食費の無料化問題などもぼーんと打ち出しておるんですからね。これだけやってみても、今の自民党、公明党政治の下で、もう私ども言わせれば、岸田政権の経済政策は無策じゃないかと。だから支持率もどんどん下がって、このＮＨＫの最近の調査でも20％、最低の最低ですよ。支持しない人が60％、最高ですわね。そういう事態になっているんですよ。だから、総裁選挙があって、いろいろ政策議論しているけれどもね、一番肝腎なね、金の問題、規制の改革の問題、全く反省がないんですよ。大本になっている企業団体献金を禁止するというのは、どの候補者も一言も言ってないんですよ。だから誰が通ってもですね、自民党政治を大本から変えることにはならないと思うし、私は変えるために頑張るんですよ。だけどどんな国の悪政であっても、地方の皆さんの暮らしを守る、営業を守るというのは、佐々木市長であり、私たち議員の役割なんですよ。だから議論しているんですね。

多くの皆さんが佐々木市長に大石さん言ってくれという声がありますのでね、今、結論出せとか言いません。12月までにね、何らかの、何らかの新たな、今まで４年間毎年やったんですから、この５年目についてもね、何らかの、何らかの支援策を市長、検討することができないのか。検討することができないかというのが質問ですよ。これに答えてください。これは市長が答えてください、簡単です、答弁は。

○議長（安東正洋君）　市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君）　答弁させていただきます。

これからが財政上大変な時期を迎えます。それはどういうことかと申しますと、合併したときに、合併特例債113億円、豊後高田市は国からいただいております。なおかつ、その時に、普通交付税の合併算定特例を118億円現金で分割していただいております。そういう財政状況にありながら、今現在、ご案内のとおり、予算は僅かです。また予算の元になる人口、人口に対する交付税、これは、高齢者や病気の人が亡くなる方が年間380人、そして生まれる子どもたちが170人。そして、高校、大学、卒業すると残るのは30人ぐらい。豊後高田市から520人前後が毎年出ていきます。

そして、移住・定住で300人、移住していただいても200人前後が人口が減っていきます。そういう意味では、皆さんの資産が売手はあっても買手はない。そういう意味では、高田の将来は財政事情だけではなく、市民の資産や固定資産税が全てなくなります。自治体が消えるかもしれません。そういう意味では、しっかりばらまくだけじゃなくして、私は議員さんがおっしゃったように、物価高騰、景気対策、よその自治体に負ける対策は取っておりません。

そういう意味では、将来の財政事情も考えながら、新たに資金を生む施策も考えなければいけません。子育てにも投資が要ります。人口増対策にも投資が要ります。そういう意味で、しっかりした財政の中に高田の将来をつくっていかなければと思っております。そういう意味では、議員さんの――市報の中で、大分県がまねできないところまで精いっぱいやっ

ているので、理解をいただきたいなと、こう思います。協力をよろしくお願いします。

○議長（安東正洋君）　大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君）　議事進行で発言を求めたいと思います。許してもらえますか。

○議長（安東正洋君）　はい、どうぞ。

○16番（大石忠昭君）　議事進行ということで、時計を止めてくださいね。

私がね、冒頭でお願いしましたようにね、７項目15点の質問をしたい、答弁ももらいたいんですよ。私考えたのは本当に大事な課題なんですね。だから質問も短くしたいと思うんですよ。だから質問の趣旨に答えて答弁してくださいというお願いをしたつもりです。今の市長に対する質問はね、もう１回最初の質問で課長から答弁がありましたから、それに対して文句を言っているんじゃないですよ。再質問でね、12月議会までに何らかの新たな支援策を検討できないでしょうかと。できないならできないんが答弁なんですよ。検討するならするということでいいんですよ。ところが、できない理由を並べ立てたと思うんですね。私が理由を聞いたんじゃないんですよ。検討するかどうかということを検討するかしないかが答弁じゃないんですか。そう議長思いませんか。今後のこともありますのでね、はっきりさせてもらいたいんですよ。

でないと、今の市長は約４分かかりましたよ。市長答弁が、あれだけで。４項目というたらね、15項目の中の１項目が４分かかる計算で私質問するつもりだったんで、市長の答弁だけで４分ですよ。議長その辺ね、どうしてくれますかね。私の質問時間がそれだけ減ったんですよ、市長のために。そう思いませんか。だから、今後についてはね、やっぱり質問の趣旨に答えて、質問された部分だけに答弁をされるようにしてもらえませんか。議長の見解を求めます。

○議長（安東正洋君）　大石議員に申し上げます。

質問者から答弁者の指名はできませんので、ご了承願います。その中で市長に答弁しなさいという要望を出したと思うんですね、質問者が。よって、質問に対して答えただけだというふうに私は解釈しておりますので、ご了承願いたいと思います。

○16番（大石忠昭君）　違う。もう１回いいですか。議長がね。

○議長（安東正洋君）　議事進行は、１回にしていただきたい。

○16番（大石忠昭君）　議事進行をもう１回お願いします。できますね。１回できるでしょ。いいでしょ。ほんな議長からね、そんな言われる。議長ね、私の議事進行での発言、冒頭の発言を理解してないちゅうことですよ。私はね、質問をなるべく要領よくやりますと。努力しますよ、議会モードに入れてね。だけど答弁を質問の趣旨に応えて、なるべく簡潔にしてもらいたいと。市長の答弁はね、私は検討してもらいたいが、検討できるかできないかという質問をしたんですよ。それについて結論から検討できないならできない、できないと言ってね、私がその理由をって言うならば、さっきみたいな答弁でもいいですよ、それはね。理由だから。理由を聞いてないんですよ。中身を聞いてないんですよ。だからそういうことのないようにね、今後の取扱いをしてもらいたいということを要望しているのにね、何か私のほうが悪いみたいな、説明するから私はちょっとそれは違うんじゃないですかと。私が言うことが間違いなら間違いって言ってくださいよ。

今後の議会の運営についてね、そういうように執行部、執行部の皆さんも、私が協力を求めているんですよ、冒頭から。当然のことでしょうが、質問に答えるわけね。高田の場合も一問一答式なんですよ。次に問題があれば次の質問をすれば答えればいいことであってね、長々と答弁することはないんですよ。それが本当でしょ。そのために一問一答式に変わったんですよね。今の市長の答弁だって、私から理由はどうですかっち聞かれたら理由を何ぼ述べてもいいですよ。そうじゃないんだから、質問の趣旨に応えてね、答弁を簡潔にするというように、議長、議会の運営の取り計らいをお願いします。いいですかね。

○議長（安東正洋君）　執行部の答弁が大石議員の期待する内容ではないとしても、それぞれ考え方の違いがありますので、ご了承願いたいと思います。指名をすること自体が間違っておるんじゃなかろうかと、私はこのように思いますので。

○16番（大石忠昭君）　何が間違っている。

○議長（安東正洋君）　指名をする、私の言うたものに対して何々さんに答弁をお願いしますというのが間違っておるんじゃなかろうかと。

○16番（大石忠昭君）　それは、私の今市長にお願いしたことと違うじゃないですか、その趣旨が。簡潔に答弁を求めてもらいたいということを言っているんですよ。そうなっていないじゃないかと言って

いるのに、指名したことがと言う。

○議長（安東正洋君）　はい、議事を進めてください。時間がありませんよ。

○16番（大石忠昭君）　もう19分たってますね、これ見たらね。それでね、あと２項目めは、熱中症対策についてであります。

私もですね､これほど暑く感じた夏はありません。そこでですね、県内の15か所の最高気温の状況を調べてみました。何とびっくりしたことで、この夏で一番高かったのは８月１日の竹田が38.1度、２番目高かったのが８月22、23日で高田で37.7度です。高田は大分県で２番目に高いんですね。それでもう少し調べてみました。去年と今年の状況を比べてみましたら、去年の７月は35度以上の猛暑日が５日間でした。今年は７月は８日間ですね。８月については猛暑日が昨年は３日間、今年は15日間ですから５倍あることが分かりました｡これは確かなデータです。それでですね、22、23日、37.7度というのは大分県で、その日について、この２日間については大分県で一番高いのが豊後高田の気温なんです。

全国的には熱中症で救急搬送される方が毎年１万人を超えると。大体近年では亡くなる方も1,000人を超える状況が続いておりますし、多い時には1,400人を超えるような死亡者が出ております。その中で屋内で亡くなる方が大半を占めておりまして、調べてみるとエアコンがあっても使っていないという状況が報道されています。そこで、この猛暑からですね、市民の暮らしを守るために、市長に対して４点私は質問をしたいと思います。

１つはですね、生活保護利用世帯や低所得世帯、なかなかエアコンを新たに購入するというのは財政的に大変な世帯が多いと思うんですけれども、豊後高田でいきましたら、そういう熱中症で困っていまだにエアコンが設置されていない状況を把握しているでしょうか､把握されておったら見解を求めます。

２つ目が、この熱中症から市民の命を守るためには、生活保護者や低所得者、いわゆる非課税世帯などに、なかなか今の収入状況ではエアコンを設置できない、あるいは故障しているけれども修理もできないという家については、何らかの支援策が要るんではないかと、全国いろいろ調べてみましたが、多くのところで市独自のね、多いところで10万円ですけども、５万円のところもあります、３万円のところもありますけれども、支援策を取っているようでありますので、高田でもそういうことが検討できないか、電気料の助成なども検討できないかという質問。

３つ目が、避難所として使用されている小中学校の屋内体育館がありますけれども、この屋内体育館についても、国のほうも避難所対策としても、あるいは熱中症対策としても、生徒たちのためにもですね、社会体育をやっている方々についても、エアコン設置で補助率を引き上げたようでありますので、これも年次計画を作ってやることができないのか。

それから４つ目は、小中学校の普通教室についてはね、エアコン設置は私も何度も議会でやりましたが、とうとう永松市長時代に大分県18市町村の中では、日田に次いで２番目に高田は早く設置できました。ところが、特別教室について全体のデータをもらいましたけれども､これはトップじゃありません。今、資料を皆さんに配っているような状況でありますのでね、一度で全部やれとは言いませんが、やっぱ必要な特別教室については設置を急ぐということをしてもらいたいと思いますが、その質問の趣旨に応えて、簡単な答弁を求めます。

○議長（安東正洋君）　市参事兼社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君）　それでは、熱中症対策のうち、生活保護受給世帯、低所得世帯でのエアコンの未設置世帯の現状把握についてのご質問にお答えをいたします。

まず、生活保護受給世帯の現状につきましては、本年９月１日現在における長期入院や施設入所世帯などを除く、いわゆる在宅の世帯でございますが、92世帯のうち、エアコンが未設置の世帯が20世帯、率にいたしまして21.7％となっております。

なお、生活保護受給世帯以外の低所得世帯に係るエアコンの設置状況を調査した実績はございませんし、またそうした調査は大変難しいものと考えております。

次に、エアコン未設置の生活保護受給者、低所得者世帯への購入設置の助成、それから電気料金の助成制度の創設についてのご質問にお答えをいたします。室内での熱中症対策として、適切なエアコンの利用が大変有効な手段であるということは承知をいたしております。しかしながら、生活保護受給者、低所得者世帯とはいえ、個人の耐久消費財購入費の助成は、公平性の観点からも慎重に検討すべきであること、そして生活保護制度においては、一定の条件の下ではありますけれども、保護の支給対象とな

る場合もあることなどから、現時点での購入設置費や電気料金の助成といった踏み込んだ施策までは現在のところ考えておりません。ただ、熱中症になられた方の中には、先ほどございましたとおり、冷房設備はあるものの適切な利用ができていなかったケースなども多いと聞いております。引き続き、エアコンの適切な利用など、熱中症予防対策の周知・啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（安東正洋君）　教育総務課長兼地域総務一課長、植田克己君。

○教育総務課長兼地域総務一課長（植田克己君）　それでは、熱中症対策についてのうち、まず小中学校の屋内体育館のエアコン設置についてのご質問にお答えします。

本市の学校体育館は、建築してから年数も経過していることから断熱性は確保されておらず、新たに設置するためには、断熱性確保のための工事も併せて実施する必要があります。そのため、非常に多くの予算が必要となりますので、現時点では非常に難しいと考えております。

次に、特別教室への空調設置についてですが、既に106の特別教室には設置されております。各小学校の教室は、建築当時の児童生徒数の規模による教室数であることから、特別教室に位置づけられているものの、特に小規模校では児童数等の減少により、他の空調設備のある教室等を利用することで問題なく授業が行われている学校も多く、また、使用していない教室も増えております。今後、特別教室の数や必要性の精査を行う中で考えてまいりたいと考えております。なお、先般の台風10号により、避難所として指定されております小中学校のうち、５か所を開設いたしました。こういった災害の際は、学校も休校になっておりますので、避難所の開設の際は、エアコンの設置された普通教室や特別教室を活用することで、暑さ等の問題もなく、避難された方の受入れを行えているところでございます。

以上でございます。

○議長（安東正洋君）　大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君）　１点の再質問をしますが、私調べてみましたらですね、高田の７月の平均気温、７月が28.6度、８月で29.3度ですね。これも測定以来、史上最高の平均気温になっています。これが今の世界中の気候危機の状況で、来年はもっと高くなるんではないかというおそれがあります。よってですね、全国でも先進地しか調べることができていないんですけどね、やっぱり、時の市長や町長も多いんですけどね、やっぱり、この猛暑から熱中症対策でエアコン設置という形で独自支援をどんどんやっているんですよ。それでね、問題は、こんな28.6度、29.3度というような暑い中で、エアコンの設置が生活保護世帯については、今あったようにね、21.7％の世帯で設置されてないちゅうわけですね。今度調べた奈良県の生駒市というところはね、生活保護世帯が480あってね、全部６月に調査したんですよ、480軒を。その中でね、エアコン設置されていないのが15軒と。それで、10万円の補助を出すから急いでつけろということになったようです。宇佐の状況も中津の状況も、別府の状況も聞きましたけども報告しませんけどね、いわゆる高田が21.7％の高田が最高ですよ、最高の最高ですね。いわゆる生活保護世帯では、今の生活費についてはね、１か月１人暮らしで６万円ちょっとでしょ。エアコン設置しようとしても10万円近くかかってできないんですよね。2018年から厚生省のほうも少し緩和しましたけど、それでもね、新しく生活保護を申請する方についてはできてもね、今までの生活保護者はできないでしょ。できないよね。だから問題なんだ。だからもう、この２番目との関係で、同じ質問、趣旨は同じやけど、こんなにひどい状況なんだから、もう２番目の質問でね、生活保護世帯やいわゆる非課税世帯などに対して、本当にね、高齢者とか障がい者とか、今エアコンがなかったら命が危ないという世帯についてはね、何らかの、大体10万円がかなりやられてるから、最高10万円じゃなくても５万円でもいいからできないのか、それができなければね、これは実は、今朝考えたことなんですけどね、リース式はどうだろうかと。リース、市が持つんですよ。当時ね、佐々木市長の前が水之江市長で、水之江市長時代に議論しましたらね、高田の場合、県下に先がけて貸し電話をつくったんですよ。電話の固定電話がないとこは貸しますと。基本料金も市が持ちますという制度をつくってね、喜ばれました。今はもうありませんけどね、そういう制度は。だから市長いいですか。この問題できたら市長答えてもらいたいんですよ。シニアカーについてはね、ある議員がこの場で質問したら、休憩取って、休憩の結果はやりますよと。金額まで示したでしょ。１台10万円の補助を出しますと。

先ほどの答弁から見たら違うでしょ。特定の人と言うけど、特定の人に出しますちやったんですよ。

市長、これが何人の人が10万円の補助金をもらったか知ってますか。もうそれは答えんでもいいけどね、何を言いたいかち言うたら、そういうことはね、ある議員がやったら休憩取ってでもどうするかと。もう来年４月からやりますちゅう答弁して、今年の４月から実施をしているんですよ。だけど私はね、シニアカーよりも、市民の立場から見たら、エアコンが設置できなかったら、もう本当に熱中症で命が危ないっちゅうとこあるでしょ。私の知り合い、来縄の人で、市長の家の近い方ですけどね、どういう方法を取ってると思いますか。３つあれを買ってですね、冷やしたら１時間もてる、肩に当てながらしながら、１日中冷凍庫にやってですね、体を冷やす方法を取って守っておられました。

そういう人が生活保護世帯だけでも、21％あるっちゅうわけでしょ、エアコンがないのはね。せめてね、高齢者世帯とか、障がい者世帯についてはね、リースの方法なども検討してもらってね、やっぱり今年の夏はもう間に合わんでも、来年の夏からは猛暑対策でやるという方法を豊後高田市においても検討してもらえんでしょうか。それが１、２項目の再質問です。

○議長（安東正洋君）　市参事兼社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君）　それでは、大石議員の再質問にお答えさせていただきます。

生活保護世帯につきましては、21.7％と申し上げました。私どもといたしましても、必要性を重々承知をいたしておりますので、暑くなる前に各世帯を回りまして、設置に向けてご説明をしたところでございます。

議員ご承知のとおり、継続世帯については、扶助費としての支給はできませんけれども、新規もしくは必要に応じて、転居等の場合は設置ができること、それから、生活必需品の一部として、生活福祉資金等を借り入れて、一時的な費用負担を軽減するという措置が取られるようになっております。そういった趣旨のものを設置できていない世帯については、担当ケースワーカーが回りまして、ご説明をしたところでございます。その上で、本年、扶助費による支給が２件、それから借入れによる設置が１件ございました。そういったことも踏まえて、今後も生活保護受給世帯については、支援してまいりたいというふうに思っております。

それから、検討につきましては、これまでもですね、いろいろな検討をさせていただいております。例えば、冷房機器の普及状況でありますとか、県下の取組の実態、それから個人資産としての耐久消費財のどう公平性を担保するか、それから、現下の機器の価格、そして最近の熱中症の発生原因や環境、そういったものをもろもろ検討した結果、今回の現時点では、そういう制度の創設は考えていないというご答弁をさせていただいたところでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（安東正洋君）　大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君）　エアコンの未設置の家庭でですね、どうしてもやっぱり、今設置しなければ、この猛暑で耐えきらないという家庭がね、同じ生活保護20世帯が未設置であってもあると思うんですよ。そういうところについてのね、せめて豊後高田市で10台でもね、リサイクル――貸し電話、固定電話をつくったんですよ。固定電話をつくったという例がありますので、それと同じように、実は私のもう１個のほうの家のエアコンも街頭演説しちょたら、ある夏目住宅の方がね、もう私、家出ていくんじゃから誰かもろうてくれる人ないかなちゅうて、私もらって新しい家に付けたんですけどね。そういう形で、外し賃が１万円と付ける賃が１万円あればできるんですけどね。そういうような制度を来年度に向かって検討することは市長できないでしょうか。やっぱり命を守るというのはね、そらあ、シニアカーよりはもっともっと何倍も大事な問題じゃないでしょうか。市長、検討できないでしょうか。

○議長（安東正洋君）　市参事兼社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君）　それでは、大石議員の再々質問にお答えをいたします。

生活保護世帯のエアコンにつきましては、これは所有を認められた電化製品でございます。こういった所有を認められた耐久消費財の購入につきましては、生活保護の生活扶助の中で購入すべきとされております。国のほうにおきましても、そういった購入費、リースであったりしてもでございますけれども、そういったものは基準生活費の中に算入をされております。よってですね、日頃の生活費の中から賄っていただくべきというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（安東正洋君）　大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君）　時間がありませんのでね、質問できませんけれども、もうしませんけれども、何とか、生活保護者についても、国に向かって制度を変えてもらって、本当にこの猛暑を乗り越えられるようなエアコン対策をね、やるように要望しちょきます。

次に行きます。

３番目は、給付型の奨学金の制度の創設を検討することができないかという問題なんです。

大学や短大、専門学校、高校に進学するためには、もう経済的負担が大変ですし、市にも２種類の奨学金制度がありますけれども、今度は就職して働き出したら返還しなければならない、あるいは豊後高田市の企業で働く方については、返還金の半額を助成する制度もあることは承知をしております。

その上でなんですけれどもね、今回、新聞報道によりますと、日田市についても、大分市についても、新たな奨学金制度をつくることになったようでありますがね、私は、市長が豊後高田市のことを思い、いろんな新たな事業を実施しておりますので、私も豊後高田っ子でありましてね、やっぱり貧しい家庭に生まれた子どもの家庭的な事情があってもですね、やっぱり能力を伸ばしてもらって大学まで行ってもらおうと、その代わり、帰って、郷土のために活躍してもらう、貢献をしてもらう方については、奨学金については返済しないでよいと、その代わり、自分の好きな学校に行って好きな勉強をしてくれと、帰ったら豊後高田市に就職してくれと、豊後高田市に就職できなくても、豊後高田市に住んで市外で働いても、豊後高田市のために将来は市議会議員でも県議会議員でも市長でもなってくれというような人材を育成するためにもね、貧しい方についても経済的将来不安がないように、市が独自のね、独自のですよ、何十人も作れというんじゃないんですよ、そういう制度ができないかと、今新しい制度がありますけれども、もう１個ん新しいものをつくることが検討できないかと、この検討できるか、できないかの答弁で結構です。

○議長（安東正洋君）　学校教育課長、河野政文君。

○学校教育課長（河野政文君）　大石議員の給付型の奨学金制度についてご質問にお答えいたします。

議員のご案内のとおり、本市の奨学金の制度につきましては、従来からの奨学資金と平成25年度に創設した教育振興特別奨学資金の２つの奨学金制度があります。従来からの奨学資金につきましては、本市に３年以上住所を有し、高等学校や大学に在学する生徒や学生のうち、学業、人物ともに優秀であり、経済的な理由により学資の支弁が困難なものに対して支援を行うものです。高校生につきましては月額5,000円の贈与、大学生につきましては月額１万5,000円の貸与を行っているところでございます。

教育振興特別奨学資金につきましては、高田高等学校に入学し、かつ、難関大学に進学を志す生徒のうち、学業、人物ともに特に優秀なものに対して支援を行うものです。高田高等学校に入学する時点で毎年度２名の選考をし、月額５万円の３年間贈与するものであります。このように高校生につきましては、全て贈与という形で支援をしているところでございます。大学生につきましては、年間数人程度の支援を行っていますが、本市の企業に就職した方には、本市の奨学金返済支援事業により、返還した奨学金の半額の助成制度を利用できるようになっております。

最近では、高田高等学校生の授業料の無料化、小中学校や高校の新１年生に対する子育て応援入学祝い金の支援策を行っており、また来年度から高田高等学校の昼食の提供をお願いしたいと考えているところであります。そのため、新たな給付型奨学金制度の創設につきましては厳しいと考えておりますので、何とぞご理解いただきますようよろしくお願いします。

○議長（安東正洋君）　大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君）　私は非常に残念なんです。長々ね、今のどういう制度があって云々なんていうことはね、答弁求めていないんですよ。そんなことは知り尽くした上なんですよね。私のなぜ質問したかという趣旨が分かればね、検討できるかできないかね、それは、今考えていないというのは分かりますよ。検討する意思もないということなんですかね、それでいいんですかね。市長も教育長もこれは問われる問題だと思いますけどね。もう答弁求めませんけどね。後の質問についても全部答えてもらいたいのでね、今後、質問された部分だけ答えてくださいよ。時間があと17分になりましたのでね。

あとは、子育て支援――新たな支援策について、今の高田高校の生徒に対する昼食の無料提供についての問題です。

先ほど、在永議員からね、３点質問がありましたけれども、答弁聞いてみてもね、煮詰まってないなあということを感じました。

私は２つの質問なんですよ。市長がね、議員においてもですね、本当に私困ったんですよね。思い出してみれば、６月議会の議会運営委員会があった日の終わった後に、市長が記者会見で発表したんですよ。翌日の新聞に載る、その日のテレビにありましてね、問合せが随分来ました。私ら議員については全く説明を受けていないのにね、報道陣に対する発表が先だったんですよ。しかし、中身聞いてみたら来年の４月の話でしょ。今日、今の在永議員の質問に対しても具体的にはまだなってないちゅうことね。発表の仕方に問題があったんじゃないかと思えてなりません。それよりはね、今度の職員の不祥事の問題も、大分合同が４段抜きで社会面抜きましてね、あとの報道陣も何で記者会見しないかということになったようですけれどもね、そんなことこそね、記者会見で発表すべきだと思いますよ。二度と再びそういう不祥事を起こさないというのが市長の立場じゃないといかんと思うんですよ。この給食代は来年の４月のことでまだ決まっていないのに、もう決まったかのようにね、皆さんが受け取れるあれだったでしょ。

だけどね、わざわざね、その次の７月号の市報ここに持ってるんですよ。市報にもね、私たち議会で市長が報告した内容が全面的に掲載される、こんなことをしたのも初めてですよ。私の50年間の議員生活でこんな報道をしたのも初めてですよ。その中よく読んでみましてもね、これから関係機関と協議をして、それから予算化いたしますち書いてるんですよ。

それで私の１つの質問は、関係機関とはどういう機関で、いつやったのか。その中の協議の中で何回あってですね、市長が参加したのはいつといつなのかね。それが１つですよ。この協議の問題を私は聞いてますから、協議の結果はどうなったのか。

２つ目はね、市民から問合せがあるのは、高田高校生だけに出すのはおかしいんじゃないかと。高田に居住しながら市外の学校に行っている生徒についても同じようなね、支援をすべきじゃないかという声なんですけど、それに応えるべきだと思いますがどうでしょうか。それに応えるか応えんか、２つのことをその分だけ答えてください。じゃないと時間が足りません。

○議長（安東正洋君）　しばらく休憩いたします。

午後１時47分　休憩

午後１時49分　再開

○議長（安東正洋君）　それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

学校教育課長、河野政文君。

○学校教育課長（河野政文君）　大石議員の高田高等学校の生徒に対する昼食の無料提供についてのご質問にお答えいたします。

まず、関係機関との協議につきましては、６月に入りましてから、県の教育委員会、そして高田高校に随時打合せをし、先ほど、在永議員に答弁したとおり、進めてきているところであります。あと、関係機関との協議の中で、今、弁当方式の提供ということで、今進めてきているところであります。

大石議員の質問されています高田高等学校以外の在籍している本市在住の高校生の経済支援につきましては、あくまでも食の提供でありますので考えておりません。

以上であります。

○議長（安東正洋君）　大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君）　具体化されていないということが、再び明らかになったと思うんですけどね。私たち議員が知ったのは、６月議会の初日。一般市民が知ったのは、議会運営委員会があった後で、市長が記者会見をやって、次の翌日の新聞と当日のテレビの報道ですね。議員のほうが知らなかったんですよ。市長が長々と答弁して、その答弁の模様が、この市報の７月号に載っているんですよね。これを見たってね、答弁は市長が答えにゃいかんですよ。希望者だけとかね、いろいろもう私は疑問点がいっぱいあるけどね、時間がないから言いませんけどね。協議がまともにやられていない、私が聞いたのは、その協議に市長が出席したことがあるかち言ったら、ないちゅうことも分かったんでね。

１つね、市長が答えてもらいたい。答えきらな教育長が答えてもらいたいんじゃけど。これを記者会見をする前に、教育長と市長、あるいは学校教育課長やらで、十分議論をした結果で記者会見することになったのか、市長単独でなったのかね。あるいはこの案を発案したのは市長なのか、教育委員会なのか、それはどこなのかね。来年４月にやることで、いまだたってみても具体化できないことがね。何で議会にも報告せんうちに早々とね、５月の段階で記者会見で発表せにゃならんかと、あるいは７月号でこういう形で載せる必要があるんかという点がね、私は疑問なんですよ。

本当にね、市長がいろいろいいアイデアを持って、

トップとして、それはいいですよ。だけど大事な問題は、よく関係機関で協議をしてね、みんなの英知でいい事業をやるというのがね、これは市民にとってありがたいんじゃないですか。その点どうですか。

○議長（安東正洋君）　教育長、河野　潔君。

○教育長（河野　潔君）　それでは私のほうから、大石議委の質問にお答えをいたします。

基本的には、県の教育委員会に、先ほど課長が申し上げましたように、高田高等学校存続に向けての、その要望に行く前段で協議をする中から、高田高等学校を存続させるために、そしてそのためには、公設民営塾を今現在取り組んで３年になるわけでありますけれども、もう少し魅力的なものが何かないかという中から、学校給食をですね、高田高等学校に導入したらどうかということが協議の中で出てきました。豊後高田市立ではなくて、そして、県立という大きな壁がありますので、そして高田高等学校という、私たちなかなか手の届かない部分もあるわけでありますので、非常に敏感に進めていかなければならないということで、協議を進めてきたところであります。そういう中で、昼食の提供と、それもお弁当方式ということならば、何とかいけるのではないかという話になっていったところであります。それは、主管課であります県教委、そして高田高等学校、そして私ども市の関係者等々で協議をして、そして現在に至っているところでありますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

○議長（安東正洋君）　大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君）　まだ突っ込んで聞きたいんだけどね、時間がないから次に行きますが、次はね、高田高校の生徒だけじゃなくて、高田の方で市外の高校に通っている方についてもね、経済的支援をすべきではないかと思うんですが、どれだけ生徒数があるかと資料要求しましたら、そういうものは不存在ということでね、先ほどの答弁では、学校教育課長、それは考えていないということなんですよ。いいですか。これ市長に答えてもらいたいんですが、去年の６月議会に市長は、高校生の授業料の完全無料化ということを打ち出しましたね。一般の生徒については無料化しているんですけども、高田についてはそれを市の独自財源で賄うことで10月から実施しました。その時ね、市外を含めて対象者が74人と、74人の補正予算を組んでいるんですよ。その時の答弁見ましても、市外の学校に通っている方も、全て同じように月額9,900円を支給すると答弁してますわね。その時に生徒数を調べちょったんじゃないんですか。そのね、授業料については、これこそ全国一じゃないですか。高額所得者についても市の独自資金で、9,900円を全て生徒に出すと答弁しちょるんですよ。出してきとんでしょ。これが今度の給食無償化については出せないちゅうのは、どういうことなんですか。市長、市長の考えで言ってください。

今朝ですね、議長が言うのはね、大石さん、それは質問せんでもいいんやと。市長は各所挨拶で市外の学校に行っている人も出すと言っているんだから、出すのは間違いないんだと言われたけど、そうじゃないことが分かりましたんでね。市長、答えてもらえませんか。挨拶でそういうことを述べてるんですか。今、学校教育課長が言う答弁では違うでしょ。どっちが本当か。市長の答弁を聞きたいんです。これ市長が打ち出したことだからね。

○議長（安東正洋君）　しばらく休憩いたします。

午後　１時57分　休憩

午後　１時57分　再開

○議長（安東正洋君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

学校教育課長、河野政文君。（○16番（大石忠昭君）市長が答えんとおかしいんじゃねえんな、こんな問題は）

○学校教育課長（河野政文君）　質問のことに答えたいというふうに思っております。

まず、高田高校生以外の生徒につきましては、高校進学してからの追跡ができないということでありますので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

昼食の提供につきましては、あくまでも食の提供ということでありますので、併せてご理解をお願いします。

以上であります。

○議長（安東正洋君）　大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君）　時間がないから、置いときますけどね、今、議長ね、私に、今朝話したことと全然違うんでしょう。

次に行きます。

第５点目の会計年度任用職員の処遇、待遇改善について３点質問いたします。

これは去年の12月議会から連続３月、６月と続けてやっている問題なんです。３つの点なんですけども、１つは、常勤職員が人勧によって給料が改定し

た場合にはそれに準じて、その年の４月に常勤職員と同じように遡及をやれと、遡って支給しよという通達が２回来ておりますが、それに基づいてね、現年度については、市段階では大分市だけだったと、県を含めて４自治体しかなかったことは、そんなことを何自治体か聞いているんじゃないんですよ。それをね、私調べてみましたら、今年度については10を超えるところでやるようですので、豊後高田についても、本年度についてはね、人勧の後、正規職員の給料引上げについては、会計年度職員についても引き上げることができないか、ぜひやるべきだと思います。

２つ目は、勤勉手当の問題ね、これも大分合同新聞の１面トップで書かれまして、その中の１つが豊後高田ですね。あと国東と津久見と臼杵、調べてみましたら、やっぱり新聞の効果は大きいですね。大分合同に感謝したいと思うんですけどね、もうそれぞれのところ、沖縄と一緒ですよ、沖縄の場合も遡及問題でこんだけしかしていないのは、おかしいじゃないかと叩かれたらね、慌ててどこもやって、全国47都道府県で沖縄が遡及が一番先にやったんですよ。今度も同じですね。今度も大分合同新聞の報道が効果があって、それぞれのとこで実施しようちなった。

高田においてもね、12月議会に条例出すのか、今度の議会の最終日に出すのかね、ぜひ私はね、やるんならば、６月と12月に２回で期末手当出しておりますのでね、同じように出してもらいたいし、その金額についてもですね、期末手当は常勤職員と同じ率で出しておりますのでね、勤勉手当も同じ率で支給すべきだと思いますが、どうなのか。

それから、任用についてね、国のほうが方針変えまして、３年間という間あったけれども、それを取っ払って、撤廃して、やっぱりこれまでの実績に応じて能力のある方、これまで市にために働いた方については、引き続き働いてもらいたいという方法をとることになりましたので、豊後高田の場合もそうしてもらいたいと思いますが、どうなのか簡単に答えてください。

○議長（安東正洋君）　市参事兼総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君）　会計年度任用職員の待遇改善についてお答えします。

まず、報酬や手当の遡及支給につきましては、現時点では考えておりません。

次に、勤勉手当の支給及び再度の任用につきましては、先ほど中尾議員にご答弁申し上げたとおり、実施するということで考えております。

以上であります。

○議長（安東正洋君）　大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君）　遡及について、なぜ考えられないのかね。私の理解では、地方交付税に上積みをすると。だからやっぱり働く人たちの賃金を上げろと。特に会計年度任用職員についても、正規職員と同じようにね、市民のために一生懸命働いている方々です。年期を積むことによって経験を生かして市民のために貢献していますのでね、国のほうが遡って支給しようというなら、そうすべきじゃないんですか。なぜできないんですか。

○議長（安東正洋君）　市参事兼総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君）　遡及の支給についてでございます。なぜしないのかということでありますが、国の通知は存じ上げております。ただし、難しい諸事情があるというふうに思っておりますので、それで遡及はしないというふうに今のところ考えているところであります。

あと、交付税につきましては、今年の本算定もありまして、拝見しましたけども、給与改定分と勤勉手当分の増加分ということで措置をされていますが、昨年度の本算定の額と見比べてみますと、ちょっとやはり、先ほど中尾議員のときにも少し触れたんですけれども、十分な額ではないなあというのが感じているところであります。

以上です。

○議長（安東正洋君）　大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君）　すみません。勤勉手当についてね、前向きに検討するということなんだけども、さっき言ったように、最終日に出すのかね、12月に出すのか、率についても正規職員と同じ率でやる、期末手当は同じ率でやっていますから、そうしてもらいたいと思いますがどうですか。

○議長（安東正洋君）　市参事兼総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君）　先ほど中尾議員の時に答弁いたしましたとおり、勤勉手当は令和７年度からの支給というふうに考えておりますので、それに間に合うように条例改正を提案したいと思います。率につきましては検討中でございます。

以上でございます。（○16番（大石忠昭君）　議長、残念ですけど、あと２項目やれないのは残念ですけ

どね、もう時間がないので終わります）

○議長（安東正洋君）　これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から９月19日まで休会し、各委員会において付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は、９月20日午前10時に再開し、各委員長の報告を求め、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

なお、討論の通告は９月18日午後５時までに提出願います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れでございました。

午後２時06分　散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長　　安　東　正　洋

豊後高田市議会議員　　野　﨑　　良

豊後高田市議会議員　　在　永　　恵